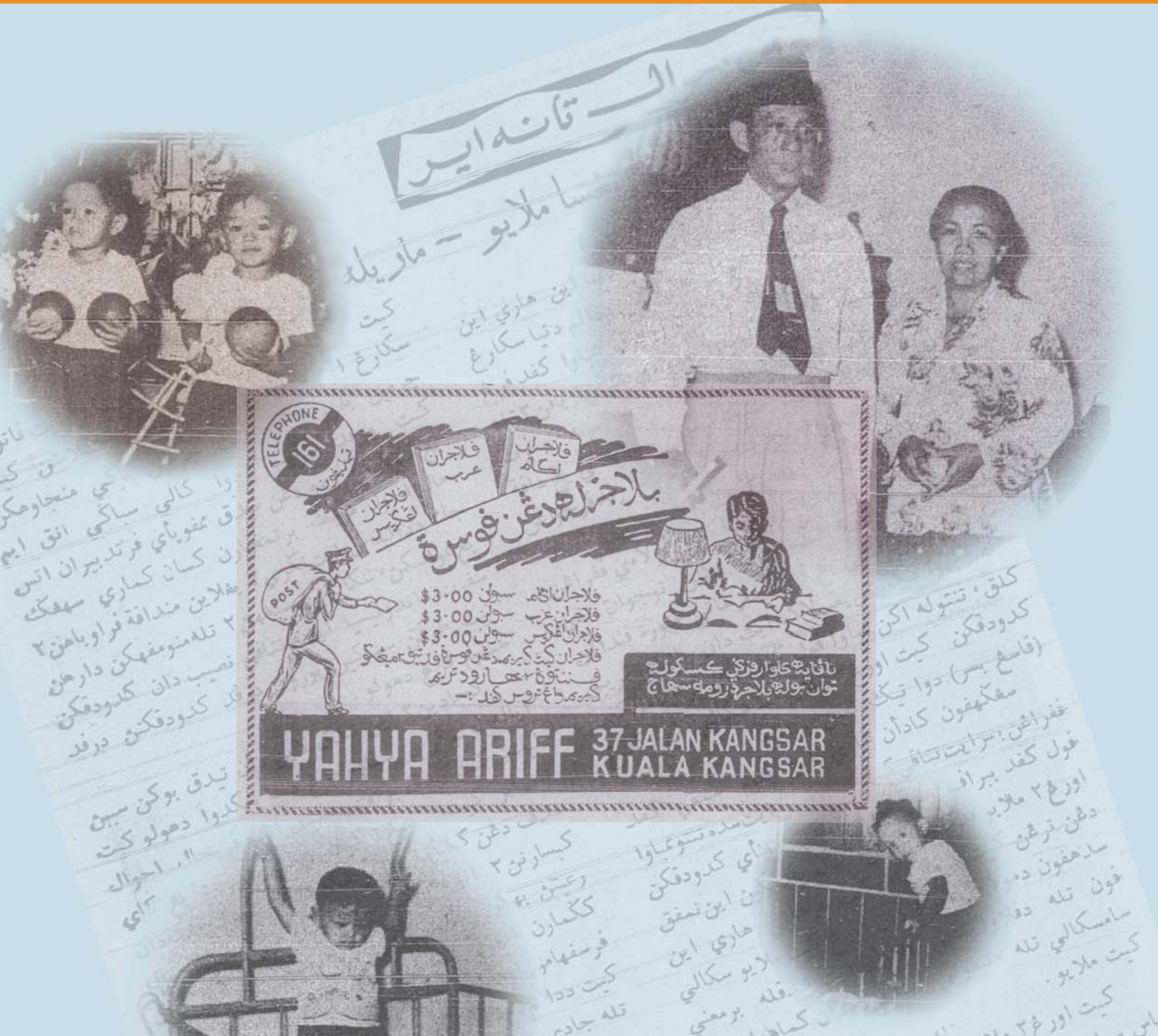


『カラム』の時代Ⅳ

マレー・ムスリムによる言論空間の形成

坪井 祐司・山本 博之 編著



CIAS Discussion Paper No.32

『カラム』の時代Ⅳ
マレー・ムスリムによる言論空間の形成

坪井 祐司・山本 博之 編著



京都大学地域研究統合情報センター

目次

序『カラム』の時代Ⅳ

マレー・ムスリムによる言論空間の形成

坪井祐司…………… 4

アラビア文字・多言語文書の横断検索システム構築

『カラム』記事のコーラン引用部分表示の試み

ブルドン宮本ジュリアン・山本博之…………… 9

マラヤの独立とシンガポールのマレー・ムスリム

坪井祐司…………… 21

ザアバの教育論

金子奈央…………… 28

シンガポール・イスラーム宗教評議会 (MUIS) 誕生をめぐる諸問題

『ムスリム法施行法』に対する『カラム』記事より

光成歩…………… 36

CIAS Discussion Paper No.32

TSUBOI Yuji and YAMAMOTO Hiroyuki (eds.)

The Age of *Qalam* IV— Construction of Malay-Muslim Public Sphere

© Center for Integrated Area Studies, Kyoto University

46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto-shi,

Kyoto, 606-8501, Japan

TEL: +81-75-753-9603

FAX: +81-75-753-9602

E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp

<http://www.cias.kyoto-u.ac.jp>

March, 2013

序『カラム』の時代Ⅳ

マレー・ムスリムによる言論空間の形成

坪井 祐司

本論集は、1950年から1969年までシンガポールで発行された月刊誌『カラム (*Qalam*)』について、テーマごとに掲載記事を紹介する研究ノートをまとめたものである。以下では、まず『カラム』誌について簡単な紹介を行ったうえで、この論集のもととなった『カラム』プロジェクトおよび本論集の各論の内容を紹介する。なお、この本編は『カラム』を利用した共同研究における論集の四編目にあたるものである〔山本編2010、坪井・山本編2011、坪井・山本編2012a〕。このため、『カラム』誌およびプロジェクトの紹介については、それぞれの論集の序論と重なる部分があることをあらかじめおことわりしておきたい。

1. 『カラム』について¹

『カラム』は、1950年7月にシンガポールにおいてアフマド・ルトフィ (Afmad Lutfi) により創刊され、ルトフィの死去により1969年10月を最後に停刊するまで228号が発行された。この20年間という発行期間は、創刊後1、2年で停刊となることがめずらしくなかった当時のマレー語雑誌としては長命なものといえる。『カラム』の特徴は、その記事が一貫してジャウィ (アラビア文字を改変したマレー・インドネシア語の表記法) によって書かれていたことである。マレー・インドネシア語の表記法は、この地域のイスラム²化とともにアラビア文字を使用したジャウィが主流となった。しかし、19世紀後半以降ヨーロッパの植民地権力によりマレー語の公式のローマ字表記が定められ、行政や教育の場で使用されるようになると、徐々にジャウィはとってかわられていった。旧オランダ領 (現インドネシア) 地域では20世紀初頭以降、旧イギリス領 (マラヤ、シンガポール) でも1960年代までに多くのマレー語刊行物がジャウィからローマ字表記に切り替

1 『カラム』誌については、〔山本2002a〕が詳細な紹介を行っている。
2 現在学術用語としてはイスラームと表記するのが一般的であるが、マレー・インドネシア語には長母音が存在しないため、本稿では現地の発音に即してイスラムと表記する。ただし、以下の各論において用語の選択は著者にゆだねられているため、表記が混在する結果となっていることをあらかじめお断りしておく。

わった。しかし、『カラム』は創刊以来1969年の停刊まで一貫してジャウィ表記を固守した。これは、『カラム』が非ムスリムを含めた幅広い読者を獲得することよりも、対象をムスリムに限定した主張を発信することを目指していたためであろう。

それとともに、『カラム』はジャウィを使用することで国境を越えた東南アジアのムスリムの紐帯を強調した。シンガポールで発行されていた『カラム』の主な読者はシンガポール、マラヤ在住者であったが、執筆者のなかにはシンガポール、マラヤだけではなくインドネシアのムスリム知識人も含まれていた。このため、インドネシアやその他東南アジアのムスリム社会の情勢を含む幅広い内容の記事が掲載された。さらに、エジプトなど中東で学ぶ留学生も寄稿しており、中東のイスラム思想を積極的に紹介した³。

『カラム』のさらなる特徴は、この地域の他の定期刊行物との交流である。『カラム』の記事のなかには、他の刊行物に掲載されていた記事が転載されたものもある。また、英語も含めて新聞・雑誌記事などを引用し、それに対して論評を加えたものもある。このため、『カラム』をみることで、単に同誌の主張というだけでなく、当時のこの地域のジャーナリズムの世界でなされていた議論のあり方や内容をうかがうことができる。

以上の特徴をふまえると、『カラム』は当時の東南アジアにおけるムスリム知識人の思想が強く打ち出されたものといえよう。『カラム』が刊行されていた1950年代、60年代はマラヤ (マレーシア)、シンガポール、インドネシアにおける独立および国家建設の時期である。この時期に関しては、それぞれの国民国家の建設に関心が集中していることもあり、同時期の政治や社会におけるイスラム主義勢力の動向には焦点が当てられてこなかった。しかし、『カラム』からは、当時のムスリム知識人がこれらの国々が独立国家となっても、互いの政治情勢を観察し、さまざまな形で国境を越えたム

3 編集者アフマド・ルトフィが1956年にシンガポールのムスリム同胞団を結成すると、『カラム』編集部は事務局となり、『カラム』は同団体の事実上の機関誌となった。

スリムの連帯を模索していたことが明らかになる。『カラム』は当時のマレー・イスラム世界のムスリム知識人の思想や活動を明らかにする上で貴重な資料である。しかし、これまで『カラム』は十分に利用されてこなかった。これは、『カラム』がジャウィで書かれているために利用者が限定されてしまっていたことにくわえて、複数の機関に分散して所蔵されていたため体系的に利用するのが困難であったことなどが理由として考えられる。

以上の認識のもとで、本論集のもととなる『カラム』プロジェクトは、『カラム』を収集して一つの資料として集めたうえで、記事の見出しおよび本文をローマ字に翻字してデータベース化し、一般公開して研究のための便宜を向上させることを目的としている。

2. 『カラム』プロジェクト

現在の『カラム』プロジェクトは、京都大学地域研究統合情報センター (以下京大地域研と略記) の共同研究「島嶼部東南アジアにおける国民国家形成とマレー・ムスリムのネットワーク (研究代表者: 坪井祐司)」および「ジャウィ文献と社会」研究会が中心となって行われている。『カラム』の所蔵機関である京大地域研の共同研究は、山本博之を中心として立ち上げられ、本年度で4年目となる。「ジャウィ文献と社会」研究会は、2009年に解散したジャウィ文書研究会の研究を継承し、発展させるための研究会の一つである⁴。プロジェクトは、『カラム』に関するデータベース構築、一般向けのジャウィ文献講読講習会、『カラム』を使用した研究などから構成されている。ここでは、プロジェクトのこれまでの成果と今後の方向性についてまとめてみたい。

(1) 『カラム』雑誌記事データベース

プロジェクトの基礎となる資料である『カラム』は、山本博之により収集された。山本は、シンガポール国立大学図書館、マラヤ大学ザアバ記念図書室における資料収集により、『カラム』全228号のうち212号を収集した。そして、京大地域研が進めている雑誌記事データベース・プロジェクトの一部として、『カラム』紙面のデジタル化し、それぞれの記事の見出しのローマ字翻字を関連付けする作業を行った。これにより、ロー

4 「ジャウィ文献と社会」研究会の詳細については、ホームページを参照されたい。http://www.cias.kyoto-u.ac.jp/~yama/jawi/

マ字による記事見出しの検索により当該紙面を呼び出すことができるデータベースが作成され、一般に公開されている⁵。

ただし、『カラム』雑誌記事データベースは、現在のところローマ字による記事見出しの検索にとどまっており、記事本文の検索はできない。本文も検索の対象とするためには、記事をローマ字に翻字してデータ化し、それをデータベースに連結する必要がある。このため、2009年から「ジャウィ文献と社会」研究会のメンバーによる『カラム』の記事本文の翻字作業が開始された。この作業は、参加者が自らの関心に沿った記事を選んで翻字を行う形態をとっている。

さらに、2011年度からは京大地域研の地域情報学プロジェクト (雑誌データベース班) による『カラム』記事のローマ字翻字が開始された。これは、マレーシアの出版社・クラシカ・メディア (Klasika Media) 社との提携により行われているもので、『カラム』のすべての記事を年代順に翻字し、検索が可能なPDFファイルをジャウィ版と同様のレイアウトにして作成するものである。この成果は、「ジャウィ文献と社会」研究会のホームページにて順次公開されている。そして、プロジェクトメンバーのブルドン宮本ジュリアン (京大地域研) による『カラム』データベースの改良も進行中である。その内容は、翻字された記事本文をデータベースに組み込み、本文中の単語の検索から当該紙面を読み出せるようにすることにくわえて、コーランなど他の文献データベースと接合してさまざまな関連検索を可能にすることである。これについては、本編のブルドン・山本論文を参照されたい。

さらに、『カラム』雑誌記事データベースは、他のマレー・インドネシア語文献データベースとの接合も構想されている。さしあたり、期待されるのは以下の方向である。

第一に、『カラム』以外の資料を含めたマレー・インドネシア語文献の統合データベースの構築である。地域や時代を越えた記事の横断的な検索は、マレー・インドネシア語定期刊行物の研究には重要である。マレー・インドネシア語雑誌は短期間のうちに停刊となるものが多いが、同じ編集者や執筆者が別の雑誌を立ち上げることもめずらしくない。くわえて、その内容においても、雑誌の枠を越えた引用や論争が行われて

5 『カラム』のデータベースについては、以下のURLを参照されたい。http://area.net.cias.kyoto-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000003QALAM

きたため、複数の雑誌を一つの言論空間、資料群としてとらえる必要がある。このため、京大地域研の雑誌記事データベース・プロジェクトでは、刊行期間が長いマレー・インドネシア語定期行物を収集し、誌面のデジタル化および記事見出しによる検索可能なデータベース作成を進めている⁶。

もうひとつは、オーストラリア国立大学が実施しているマレー語文献コンコダンスプロジェクト(以下MCプロジェクトと略記)との連携である⁷。MCプロジェクトでは、主に20世紀以前の王統記を中心に本文テキストをローマ字化したものをもとにコンコダンスを作成し、データを順次公開している。また、シンガポール国立大学は1930年代のマレー語日刊紙のローマ字翻字を行っており、この結果をMCプロジェクトと接合することが計画されている。これに1950、60年代を主に扱う京大地域研の雑誌記事データベースを接合することで、より広い範囲のマレー・インドネシア語文献を包括した統合データベースを構築することができよう。

(2) ジャウイ文献講読講習会

『カラム・プロジェクト』の活動の二つ目は、マレー・インドネシア語既修者を対象にジャウイ文献講読講習会を開催することである。講習会は参加者を一般公募して行っており、日本において触れる機会の少ないジャウイを学ぶ機会を提供することと、一般公開形式の活動をすることでジャウイに関心を持つ研究のネットワークを深化させることを目的としている。講習会は2009年以来年1回行っており、2012年は地域研究コンソーシアム、日本マレーシア学会との共催により12月1、2日の2日間に実施した。講習会は、日本で唯一のマレーシア語専攻を有し、ジャウイをカリキュラムに組み込んでいる東京外国語大学のファリダ・モハメド講師の全面的な協力を受け、同大学にて開催した。2011年からこの形式で開催するようになり、今回が2回目であるが、前回に続いて東京外国語大学の学生を中心に多数の参加者を得ることができ、あらためてジャウイに対する関心の高さが示された。

研究会では、講習会のための教科書『ジャウイを学ぶ』を編集した[坪井・山本編2012b]⁸。これは、ジャウイの読み方・綴り方を開設した[山本2002b]を採録した

6 京大地域研でデータベース化を進めている雑誌の詳細については、[山本編 2010: 6]を参照されたい。

7 詳細については、プロジェクトのホームページを参照されたい。<http://mcp.anu.edu.au/Q/mcp.html>



2012年の文献講読講習会には東京外国語大学の学生約20名が参加

ジャウイ講読の初級編、『カラム』記事から引用した講読テキスト、近代におけるジャウイの定期行物(『ジャウイ・プラナカン』、『アル・イマム』など)の実物を掲載しその解説を行った「さまざまなジャウイ文献」、研究会メンバーが各自の専門分野におけるジャウイ資料を紹介・解説した「資料編」からなっている。

(3) 『カラム』の時代

プロジェクトの活動の第三は、『カラム』を利用した研究活動である。プロジェクトでは、メンバーがそれぞれの問題関心に基づき『カラム』の記事を利用した研究を行っている。共同研究では年に3回程度の研究会を開催して議論を行っており、その成果としてまとめられたのが本論集である。ディスカッションペーパーは2010年以来年1回発行されており、これが4編目となる。その内容については次節で紹介することとしたい。

さらに、プロジェクトでは、2013年1月5、6日にマレーシア・クアラルンプルのマラヤ大学にて行われた国際会議「イスラームと多元文化主義」(早稲田大学イスラーム地域研究機構、マラヤ大学アジアヨーロッパ研究所の共催)にセッション企画を組む形で参加した。セッションは、「見えない公共圏を解き明かす: 『カラム』のデジタル・アーカイブ化」と題して、これまで十分に利用されてこなかった『カラム』の内容紹介とそのデジタル化の意義を強調したものである。参加者は、山本博之(司会)、ブルドン、國谷徹、筆者、モハメドファリド(Mohd. Farid Mohd. Shahrani, マレーシアイスラーム知識研究所 Institut Kefahaman Islam Malaysia) (ブルドン以下は報告順)であった。セッションでは、ブルドンが『カラム』データベースについて報告し、後の三人が『カラム』を利用した研究成果を報告

8 この教科書は、2011年に編集された初版をもとに、資料編等で新たな内容を収録した改訂版である。



京都大学地域研究統合情報センターで進めるジャウイ雑誌のデジタル化とデータベース作成事業について発表するジュリアン氏(2013年1月7日、マレーシア言語出版局)

した。また、1月7日にはマレーシア言語出版局(Dewan Bahasa dan Pustaka, DBP)を訪見し、マレー語資料のデジタル化、データベース化に関する意見交換を行った。

プロジェクトでは、今後ともマレーシアの研究・出版に関わる諸機関と連携し、デジタル化した『カラム』の公開、共有を進めるとともに、研究面でも国際的な共同研究へと発展させていくことを計画している。

3. 本論集の構成

本論集は、研究会のメンバーが『カラム』の記事本文のローマ字翻字の作業を通じて得られた考察をまとめたものである。翻字プロジェクト参加者は、各自の関心に基づき記事を選び、翻字作業を行っているため、全体としての統一的对象時期やテーマが存在するわけではないが、本論集では以下のような構成となっている。

ブルドン宮本ジュリアン・山本博之「アラビア文字・多言語文書の横断検索システム構築: 『カラム』記事のコーラン引用部分表示の試み」

ブルドン宮本と山本は、『カラム』の記事とコーランのテキストをデータベース上で結びつける事例を通じて、『カラム』と他の文献データベースとの間の横断検索システムの構築過程を提示した。『カラム』のようなイスラーム雑誌では、コーランなどの宗教関係文書からの引用が原語でなされるため、マレー語の文章の中にアラビア語の単語や文が混じる。そこで、アラビア語とローマ字のそれぞれによる電子版のコーランを用いて、『カラム』記事データベースのなかでインデックスを作成した。利用者が『カラム』のジャウイ版の記事を指定すると、それに該当するローマ字記事をもとにコーランの記事が検索され、検索結果がコーランの



言語文化出版局の各部門の担当者と研究会メンバー。言語文化出版局からは局長代理のほか図書室、交流事業部門、著作権、ジャウイ文献の各担当者が出席(2013年1月7日、マレーシア言語出版局)

章句のアラビア語とマレー語訳としてジャウイ版の記事に対して示される。これは、意味的な注釈に基づいたアプローチによって利用者が『カラム』の文脈を理解するのを助けるアプローチの一例である。

坪井祐司「マラヤの独立とシンガポールのマレー・ムスリム」

坪井は、マラヤ独立前後の1950年代後半の『カラム』のマラヤに関する論説を取り上げた。同誌はマレー・ムスリムの政治的権利を強く主張したが、マラヤの独立を必ずしも歓迎しておらず、マレー人が民族として独立の責任を担えるかを懸念していた。彼らはイスラーム教にもとづいた国家の運営を求め、理想の実現のためにムスリムコミュニティ全体に自覚を促した。特に指導者の責任を強調し、国家の運営に直接携わる人に対して彼らの理想の実現にむけた行動を求めた。ただし、その方法論かなり現実主義的であった。インドネシアを反面教師として資格のあるものが統治すべきと主張し、行政制度を整えようとして選挙に勝利し、政策に影響を持つことを志向した。彼らは、イスラーム国家を理想として掲げながらも、既存の制度や秩序の変革を求めるのではなく、イギリスが構築した国家制度の運用を改善し、そのなかでの主導権を握ろうとした。

光成歩「シンガポール・イスラーム宗教評議会(MUIS)誕生をめぐる諸問題」

光成は、1966年に制定されたムスリム法施行法に対する『カラム』の論説を取り上げた。『カラム』は、公的な制度としてイスラーム行政を確立することには肯定的な立場であったが、1966年法案に批判的な反応を示した。同法は、マレーシアの各州ですでに設置されていたイスラーム宗教評議会という行政の構造を下敷きにしており、同評議会が国家機関の干渉にさらさ

れることへの危機感からであった。『カラム』の批判は、法案の草稿と審議に携わったアフマド・イブラヒム司法長官や、ムスリム諮問委員会にも向けられた。これは、諮問委員会の人選を通じて政府の干渉を受けるという理由であった。そして、非ムスリムに同様の法律がない社会においてムスリムのみを拘束する法律は不平等であると主張した。法の下の平等という原則に依拠して展開されたこの意見書の論述は、それ以前の『カラム』の論調とは趣を異にするものであった。

金子奈央「ザアバの教育論」

金子は、1953年の4月から8月の間に、5回に渡り掲載されたザアバの連載「イスラムにおける基礎道徳：子どもに対する教育」を取り上げた。ザアバは、学校教育の実践や教育行政の現場で活躍してきたマレー・ムスリムの知識人・教育者とみなされるが、連載では学校など制度的な教育は一切言及されなかった。一方で、彼は家庭教育の重要性を強調し、イスラムの教えを「正しく」子どもに伝達し、子どもがそれを正しく理解し、正しい人間となるための責任は両親が負っているという主張を展開した。子どもの躾や道徳教育は家庭における両親の仕事であるという意識のない大人が多いとザアバは考えており、イスラムにもとづき子どもを正しい人間へと導く教育は家庭という場で両親によってなされるべきと主張した。彼が連載で一貫して主張したのは、イスラム教育における家庭の重要性であり、両親の子どもの躾に対する義務の重さであった。

4. 『カラム』の時代：

各論考はいずれも限定された資料をもとにした試論であり、当該時期の社会全体への位置づけについては今後の検討課題となるであろう。ここでは、暫定的なまとめとして、本書の4編の論考から浮かび上がる『カラム』研究の意義と当該時期におけるシンガポールを中心とするマレー・ムスリムの社会的な位置づけについて簡単に記してみたい。

ブルドン宮本・山本論文は、『カラム』研究の一つの発展の可能性を示している。『カラム』は、記事のなかに多くの引用を含んでおり、その代表格がアラビア語の聖典の章句である。そこから発展的な検索ができるデータベースを構築することにより、イスラム思想という文脈から記事単体のみからでは明らかにならな

い新たな視角を得ることが可能になる。

『カラム』の記事を分析した三編の論文は、政治、教育、法制度という分野においていずれも同時代のムスリム同士の論争の存在が前提となっている。本プロジェクトでは、これまでの論集において『カラム』がイスラムにもとづく国家・社会の制度化を一貫して主張してきたことを明らかにしてきた[山本編2010、坪井・山本編2011、坪井・山本編2012a]。一方で、マラヤの脱植民地化における国家・社会制度の構築過程は、彼らの構想とは異なるものであった。このため、彼らは既存のムスリムの指導者層への批判を織り交ぜつつ、読者のムスリム個人に対して現状の変革を訴えた。『カラム』の背後には、脱植民地化期に急拡大したマレー・ムスリムの言論空間が存在している。

これらの論考は、同時代の他者との相互作用を考慮することでさらなる発展の可能性を持つ。ただし、マレー・ムスリムの言論空間は大規模なものであり、そこで求められるのがデータベースのさらなる拡充である。同時代の他の定期刊行物に関しても関連検索を行うことができれば、『カラム』の世界をより総合的に描き出すことができる。データベースの拡充とこうした研究を相互に発展させていくことで、諸事例をより広い文脈へと位置づけ、『カラム』が発信された社会や時代のあり方を明らかにすることが可能になるといえよう。

参考文献

坪井祐司、山本博之編 2011a 『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編』京都大学地域研究統合情報センター。

坪井祐司、山本博之編、ファリダ・モハメッド協力 2011b 『ジャウイを学ぶ』(CIAS Discussion Paper No.27)京都大学地域研究統合情報センター。

山本博之 2002a 「資料紹介『カラム』」『上智アジア学』、20: 259-343。

山本博之 2002b 「ジャウイ綴りマレー語の書き方と読み方：20世紀マレーシア地域を中心に」『上智アジア学』、20: 359-382。

山本博之編 2010 『『カラム』の時代——マレー・イスラム世界の「近代」』(CIAS Discussion Paper No.13)、京都大学地域研究統合情報センター。

山本博之編 2012a 『『カラム』の時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラム的社会制度の設計』(CIAS Discussion Paper No.23)、京都大学地域研究統合情報センター。

アラビア文字・多言語文書の横断検索システム構築

『カラム』記事のコーラン引用部分表示の試み

ブルドン宮本ジュリアン・山本博之

はじめに

はじめに

本稿は、アラビア文字文書のデジタル・アーカイブの記事に対し、多言語の文書との間の相互参照を検索して表示する検索システムについて、京都大学地域研究統合情報センター（京大地域研）が所蔵・公開する『カラム』(*Qalam*) のデジタル・アーカイブを例として報告する。

本稿が報告する横断検索システムは、地域研究者が研究のために収集した資料群に対して情報技術を用いた研究支援として開発しているものであり、地域研究者のニーズに即した情報技術の開発という意味において、地域研究と情報学のそれぞれにおける要請や意義を背景として行われている。そこで、本稿ではまず本研究の地域研究的背景と情報学的背景をそれぞれ整理し、その上で、『カラム』を例に、資料を収集してデジタル・アーカイブとして公開する過程と、その発展段階として他の文献との間の横断検索システムの事例を報告する。

1. 地域研究的背景

『カラム』は、アフマド・ルトフィ (Ahmad Lutfi)の編集・発行により1950年から1969年までシンガポールで刊行されていたマレー語の月刊誌である¹。『カラム』には、島嶼部東南アジア各地のさまざまな執筆者により、同時代の出来事についての報告や当時の政治・社会状況に対する意見など、多種多様な記事が掲載されていた。

(1)マレー語のジャウイ表記とローマ字表記

『カラム』の特徴の1つは、創刊から最終号まで全ての記事がジャウイで書かれていたことにある。ジャ

ウイとはアラビア文字を用いたマレー・インドネシア語²の表記法で、かつて島嶼部東南アジアでは多くの文献がジャウイで書かれ、在地のムスリムは日常的にジャウイを読み書きしていた。20世紀に入るとしだいにローマ字に切り替えられていき、1950年代以降はほとんどのマレー語定期刊行物がローマ字で刊行されるようになった。

『カラム』は、そのような状況で1960年代末までジャウイによる刊行を継続した数少ないマレー語雑誌だった。ジャウイで書かれているために読者はムスリムにほぼ限定されていたが、他方で『カラム』は国境を越えて読まれており、島嶼部東南アジアにおけるイスラム知識人の公共の言論圏となっていたと言える。

(2)『カラム』の資料価値

『カラム』の研究資料としての価値は、マレーシアの現代史においてイスラム主義運動に関する記述の「空白期間」である1950年代と60年代の社会状況を理解する上での重要性にある。日本軍占領期が終わると、マラヤ・シンガポールではさまざまな政治結社が結成され、民族主義、社会主義、イスラム主義などさまざまな政治結社が作られたが、社会主義勢力とイスラム主義勢力の大半は1940年代末までに植民地当局によって非合法化され、さらに1950年にシンガポールで起こったナドラ事件を契機にこれらの政治勢力はマラヤ・シンガポールの政治の表舞台から姿を消した。この状況は、1970年代に入って官製のダクワ運動が導入されるまで続いた。このように、1950年と60年代のマラヤ・シンガポールのムスリム社会の社会史

^[1] 島嶼部東南アジアではマレー語をもとにした言語が用いられており、それはマレーシアではマレー語（またはマレーシア語）、インドネシアではインドネシア語、シンガポールとブルネイではマレー語と呼ばれている。それらの言語は、一部の語彙が異なるが、相互にはほぼ意思疎通が可能である。本稿では、これらを総称する場合に「マレー・インドネシア語」と呼び、特にマレーシア・シンガポールのマレー語を指すときには「マレー語」と呼ぶ。

は十分に明らかにされていない。しかし、実際には1956年にシンガポールで結成されたムスリム同胞団をはじめ、この時期もムスリムの社会運動は存在していた。『カラム』はムスリム同胞団の事実上の機関誌であり、この研究上の「空白」を埋める格好の素材を提供している。

(3) デジタル・アーカイブ化による資料の共有化

『カラム』には20年間にわたって5,000以上の記事が掲載されたが、これまで『カラム』を主要資料として使った研究はほとんどなかった。その理由として、『カラム』がいくつかの図書館・文書館に分散して所蔵されていることと、ジャウイで書かれているためにイスラム教の背景がない読者には利用が難しいことが挙げられる。また、『カラム』の執筆陣は島嶼部東南アジアの各地に及び、記事の内容は島嶼部東南アジアの各地に及ぶため、当時の広範な地域についての背景知識がないと記事の文脈を捉えにくいという問題も挙げられる。地域研が構築している『カラム』のデジタル・アーカイブ化は、これらの課題を解決し、『カラム』の利用可能性を上げることを目的として構築されている。

いくつかの図書館・文書館に分散して所蔵されていることについては、『カラム』の誌面をデジタル化してインターネット上で公開することで、各機関・個人に分散して所蔵されている資料を仮想的に統合された資料群として利用することが可能になる。また、誌面のデジタル化は、記事本文のOCR処理およびローマ字翻字の可能性が開け、ジャウイに馴染みがない読者にも利用可能性が広がる。このことはさらに、個々の記事中の地名・人名・団体名を他の資料の情報と結びつけて注釈をつけることで、個々の記事の文章の裏に隠された文脈を理解する助けとすることができる。

(4) 『カラム』記事のデジタル化の課題

『カラム』はマレー語で書かれた雑誌であるが、ジャウイすなわちアラビア文字で書かれているためもあり、アラビア語文書であるコーラン(クルアーン)の章句はアラビア語のまま引用されている。『カラム』の記事にはコーランやハディースからの引用も多く見られ、イスラム研究の専門家ならばそれらの参照元を自力で探し当てることができるだろうが、イスラム教に関する知識を十分に持たない読者のためには、自動処理によってそれぞれの参照元を示すことで利用可能性

を高めることができる。

このように、『カラム』の記事の参照で問題になるのは、同じアラビア文字を使いながらアラビア語とマレー語のように言語が異なる文書間で参照がなされている場合、相互の参照関係をどのように検索して示すことができるかである。本稿は、情報技術を利用してこの問題に対応しようとする試みである。

2. 情報学的背景

本節では、『カラム』を例にとって、デジタル・アーカイブに文脈を与える情報学的背景を整理する。まずコンピュータによるジャウイ文字(アラビア文字)の処理について概観し、デジタル・アーカイブ作成における問題点を述べた上で、この問題を解決するセマンティックアノテーションの考え方を紹介する。

(1) コンピュータによるジャウイ文字の処理

ジャウイの処理について検討する前にアラビア文字の処理についてまとめておく。アラビア文字は、個々の文字は独立して表記されるが、単語の中では前後の文字が連結して文字の形が変形するという特徴がある。このため、ローマ字表記や日本語の漢字・かなと異なり、アラビア文字ではまず文字をどう認識するかが問題となる。

ジャウイ字はアラビア文字と同様にユニコードを用いてコンピュータ上で表現することができる。ただし、マレー・インドネシア語にはアラビア語にない発音がいくつかあるため、アラビア文字に点を加えるなどの方法で表記する工夫を行ってきた。たとえば、「nya」、「nga」、「va」はそれぞれ「ن」、「غ」、「و」と表記する。

最近ではジャウイによる文書もコンピュータで作成されるようになっており、その場合には検索が比較的簡単にできるが、『カラム』などの歴史的な文書はデジタル版が存在しない。そのため、まず原資料をスキャンして電子データにする必要がある。ただし、スキャンしただけではコンピュータは文字として認識しないため、コンピュータ上で文字として読み取り可能にする必要がある。その方法の1つは、文字を1つ1つ人間が読んでコンピュータで入力することだろう。

アラビア文字の光学文字認識(OCR)もあり[Uren *et al.* 2004][M. Zeki *et al.* 2007]、そのジャウイへの適用も試みられている[Omar *et al.* 2012]。ガニーらは、



図1 ジャウイ文書におけるマレー語とアラビア語の文の混在の例



図2 「ガリカ」の検索画面

ステム(幹)に基づくジャウイのローマ字翻字の方法を提案している[Ghani *et al.* 2009]。ただし、ジャウイやアラビア語ではしばしば母音が省略されるため、仮にOCRによって文字として認識されたとしても、適切な母音を補ってローマ字による綴りを得るには辞書を参照する必要がある。また、『カラム』のようなイスラム雑誌では、コーランなどの宗教関係文書からの引用が原語でなされるため、マレー語の文章の中にアラビア語の単語や文が混じるという問題がある。図1は、『カラム』の記事にアラビア語の文が挿入されている例である。上下の部分がマレー語、その間の部分がアラビア語で、図ではわかりやすくするために本文を四角で3つに区切っている。

(2) 歴史文書データベース

文献資料をデジタル化する技術は急速に進展している。一般的なカメラの約200倍以上もある1,200メガピクセルの高解像度で原資料を撮影し、文字が書きこまれた羊皮紙の表面も細部までズームして見ることができ死海文書デジタル化プロジェクト(Dead Sea

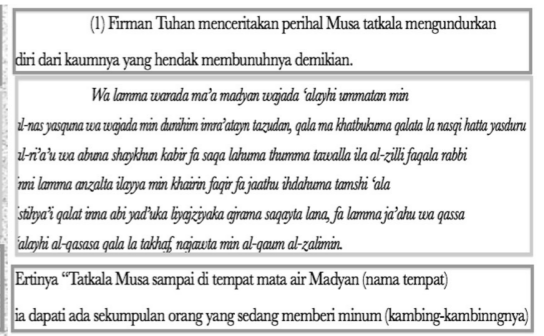


図3 ジャウイ文書におけるマレー語とアラビア語の文の混在の例



図4 ジャウイ文書におけるマレー語とアラビア語の文の混在の例

Scrolls digital initiative)[Broshi 2004]に見られるように、デジタル・ライブラリーの構築によって原資料に当たらずとも歴史文書を参照できるようになりつつある。デジタル・アーカイブでは原資料をもとの所有者の手元に置いたまま資料を収集・公開できるため、資料の収奪を防ぎ、また、遠隔地にいる複数の利用者が同時に同一の資料を利用することも可能になる。ニール・ビーグリー(Neil Beagrie)は、オーストラリア、フランス、オランダ、イギリスのデジタル・ライブラリーを比較検討した[Beagrie 2003]。今日、最も包括的なデジタル・アーカイブの1つはフランス国立図書館(BNF)の電子図書館「ガリカ」(Gallica)だろう。所蔵データは、書籍、地図、手稿、画像、定期刊行物、譜面、音源を含み210万件以上に及ぶ。図2に示したように、ガリカはライブラリー型の検索システムを使っている。すなわち、利用者は記事名や著者名や資料の種類などを入力して対象を絞り込むという方法である。データの一部は本文がデジタル化されており、文献本文の全文検索も可能である。

ジャウイ文書に関しては、現在、北イリノイ大学の

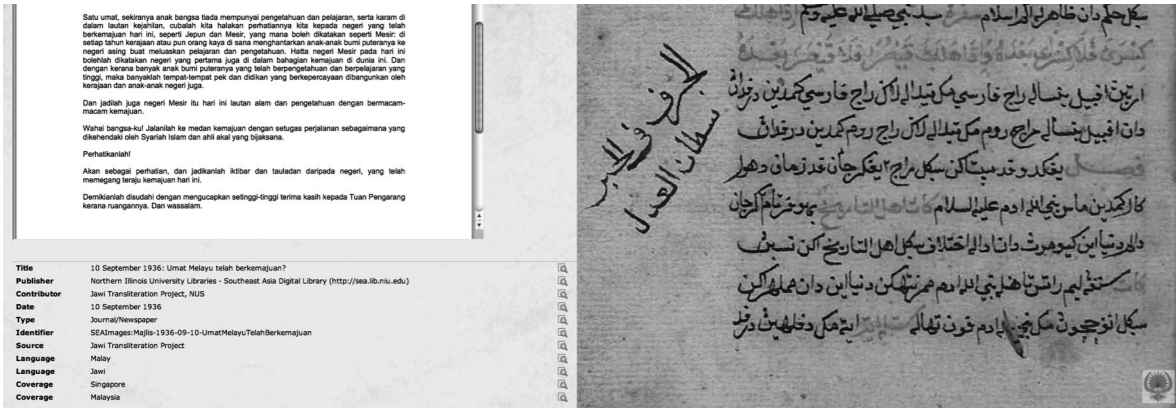


図3 北イリノイ大学ジャウィ文献翻字プロジェクト(左)とマラヤ大学マイマヌスクリプト・データベース(右)

ジャウィ文献翻字プロジェクトとマラヤ大学のマイマヌスクリプト(MyManuskript)データベース・プロジェクトの2つが見られる。

ジャウィ文献のデジタル・アーカイブの研究上の活用の例として、パッテンは、『マジュリス』(Majlis)などのジャウィ雑誌をローマ字翻字し、本文の分析を通じて1930年代前半のマラヤにおける商業主義の浸透の様子を明らかにした[van der Putten 2010]。研究以外の活用の例としては、マレー語文献のデジタル・アーカイブの重要性を教育の見地から論じたザヒダらが、授業以外の場で子どもたちがジャウィに触れる機会を増やし、子どもたちがジャウィについて話をしたり書いたりする機会を増やす意義があると述べている[Zahidah *et al.* 2011]。

一般にデジタル・アーカイブは汎用性と操作性の両立という問題を抱えている。用途を具体的に想定して開発すれば特定の利用者にとって使いやすくなるが、その用途以外の利用者には使いづらくなる。逆に、どの用途にも使えるように設計すると、かえってどの利用者にも使いづらいものになるという問題である。上で紹介したデジタル・アーカイブの多くは、特定の用途を想定しない汎用的なシステムであるライブラリ型の検索システムによってデータが提示されている。ライブラリ型の検索システムでは、利用者は記事名、著者名、文書の種類などによって対象記事を絞り込むため、利用者が資料の全体像を把握していない場合には十分に利用できないことになる。

(3)セマンティックアノテーション(意味的注釈)

利用者が事前に資料の全体像を把握していない状況でデジタル・アーカイブを効果的に活用する方法がいくつか検討されている。テキスト全体をデジタル化

して本文を検索対象にすることはその1つであり、ジャウィ文書では本文のローマ字翻字がその一步に当たる。ただしこの方法では、検索可能な範囲が記事名や執筆者名からテキスト全体に広がることにはなっても、意味による検索ができるようになるわけではない。つまり、「○○氏は過去にどの雑誌に記事を執筆したのか」、「△△に関する記事で最も多く引用されているコーランの章句はどれか」といった質問には答えられない。これらの質問に答えられるシステムを含んだデータベースを構築するには、テキストのデジタル化だけでは不十分であり、各記事に関する情報を含めてデジタル化する必要がある。

ジョン・リー(John K. Lee)とブレンダン・チャランドラ(Brendan Calandra)が示したように、記事に関する情報を含めたデータベース化によって複雑な質問に答えることが可能になる[Lee & Brendan 2004]。リーとチャランドラは、米国憲法に関する2つの異なるウェブサイトを見せ、意味的注釈が内容の理解を促すかを実験した。一方のウェブサイトには憲法の条文だけ書かれているのに対し、もう一方のウェブサイトにはそれぞれの条文を理解する上で鍵となる言葉に注釈を付したところ、注釈を付したウェブサイトを見た高校生の方が相対的に問題解決の度合いが高くなるという結果が得られた。

それでは、データベース上の記事にどのようにして意味的注釈をつけるのか。特定の文書に関する知識を構築するにはセマンティックアノテーション(意味的注釈)の考え方が利用できる。図4に示されているように、セマンティック・ウェブ(意味的ウェブ)は、それ自体が新しい1つの技術ではなく、知識推論から特定の領域に関する知識までを扱う複数のツールの組み合わせである。

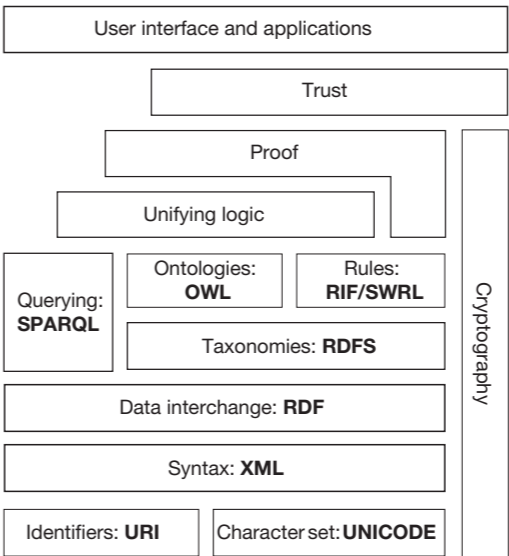


図4 セマンティック・ウェブ(Tim Berners-Leelによる)

イギリスの計算機学者のティム・バーナーズ＝リーらは、人間が読む「文書のウェブ」を機械処理によってデータを発見して利用できる「データのウェブ」に変えるため、セマンティック・ウェブ(semantic web)という考え方を提唱した[Berners-Lee 2001]。この考え方により、複数の情報源から条件に合ったデータを探し出して結び付けることが可能になる。本稿では、この考え方をういて、『カラム』の記事に見られる他の文献からの参照箇所を機械処理によって表示する方法を提示する。

実際にどのように働くのかを少し丁寧に見てみよう。「Ahmad Lutfi」という単語を例にとる。知識推論を加えなければ、それは11文字のローマ字が繋がったものとしての意味しか持たない。背景知識を持った人であれば、この2つの単語は人物の名前で、その人物は『カラム』の編集者であって、本名はSyed Abdullah bin Abdul Hamid al-Edrusであるといったことがわかるだろう。この人物が『ワルタ・マラヤ』という雑誌の編集にも関わっており、この雑誌は北イリノイ大学の翻字プロジェクトの対象であることを知っている人もいるかもしれない。

ここで逆の例、つまり Ahmad Lutfiについての背景知識がない人で、この人物が書いた記事をすべて読みたいと思っている人がいるとしよう。これを自動で調べるには、検索対象となる全ての文書に「著者」という情報が指定されていなければならない。また、この人物が複数の筆名を使っていた場合には筆名の対照表も必要となる。

「Ahmad Lutfi」という検索語を著者と結びつける処理も必要である。ビクトリア・ウレン(Victoria Uren)らが述べたセマンティックアノテーションのシステムが利用できる[Uren *et al.* 2006]。ウレンらは、セマンティックアノテーション・システムが成り立つために必要な条件を挙げている。『カラム』のデジタル・アーカイブに照らしてみれば、意味的注釈はRDF/XMLのような標準的な仕組みで記述される必要があること、記事の文脈を拡張するための知識を複数の利用者が追加できること、文書全体を人の手で意味づけすることは難しいためにある程度まで自動処理がなされていることなどの条件である。これはブディとブレッサンがインドネシアの新聞で試みた固有表現抽出(named entities extraction)によって実現できる[Budi and Bressan 2007]。

3. 地域研究、情報学、ジャウィのローマ字翻字

デジタル・アーカイブ構築の具体的な作業について紹介する前に、ジャウィ文献をローマ字に翻字する意義はどこにあるのかを考えておきたい。アラビア文字で書かれた文献をローマ字に翻字する意義について、アラブ・中東地域を対象とする研究者にはその意義があまり理解できないかもしれない。なぜなら、アラブ・中東地域の研究者なら、アラビア文字の読み書きを身につけて直接アラビア語で文献を読めばよいと考えるだろうためである。日本研究に置き換えて考えれば、日本で発行された書物を読んで日本のことを知ろうとしたとき、漢字・かなの読み書きを一切勉強せずにローマ字だけで通そうとする人がいたとしたら、その人の日本社会に対する理解度はかなり怪しいという印象を与えることだろう。それと同じで、アラビア文字がどんなに難しそうに見えても、アラブ・中東地域を研究するならアラビア語が読めなければならないという考え方はよく理解できる。

しかし、ジャウィはそれとは事情が異なっている。ジャウィはアラビア文字を改変したマレー・インドネシア語の表記法であり、島嶼部東南アジアではかつて広く用いられ、ムスリムを中心に多くの人がジャウィを読んだり書いたりすることができた。しかし、今日では社会生活の多くの場面でローマ字が用いられており、在地のムスリムでも、特に若い世代では、ジャウィの読み書きが全くできないか、できるとしてもかなりの困難が伴うことが珍しくない。このため、わず

か50年前に書かれたことが今日の読者層には十分に読むことができず、知の継承における深刻な問題があると言える。最近ではマレーシアでムスリムを主な対象に学校教育でジャウィを教える努力がなされるようになってきているが、その努力とは別に、ジャウィの読み書きができない人たちにもジャウィで書かれた文書の内容が理解できるような工夫が必要だろう。「アラビア文字が読めるようになればよい」ではなく「アラビア文字が読めない人にも書かれた内容がわかるようなシステムを構築する」という観点からこの問題に取り組むことが本稿の意図である。

このように考えるならば、イスラム教が他宗教と出会って宗教混成社会を作り、聖典の言葉であるアラビア語の単語が現地語であるマレー・インドネシア語の中にそのままの形で使われている東南アジアであるからこそ、アラビア文字・多言語文書の横断検索システムが必要とされると言える。

このことは、京都大学地域研究統合情報センター(京大地域研)が進めている「新しい地域研究」のあり方と重なるところがある。『地域研究』の第12巻第2号(総特集「地域研究方法論」)で示されているように、今日の地域研究は3つの層で捉えることができる(図5)。上から第一層、第二層、第三層と呼ぶことにしよう。一般に地域研究と言えば、特定地域に深くコミットして研究する立場が想像されることが多い。現地語を習得し、長期のフィールドワークによって現地事情に通じた上で研究を行うのは第二層にあたる。これに対して第三層は、そのようにして得られた地域研究の知見を異業種・異分野の専門家に伝わる形で提示する方法を探る地域研究である。そのためにはさまざまな技術や工夫の助けを借りる必要があり、情報技術を用いて現地語文献の概要を把握することも第三層に含まれる。京大地域研は、所属する個々の研究者は第二層の研究を進めているが、その上で、京大地域研全体では地域情報学プロジェクトや「災害対応の地域研究」プロジェクトなどにより第三層の地域研究を進めている。本書で紹介するアラビア文字・多言語文献の横断検索システムが構想された背景の1つにはそのことがある。

4. イスラム雑誌デジタル・アーカイブの構築

本節では、『カラム』を例にとり、イスラム雑誌のデジタル・アーカイブ構築のための5つのステップを紹介する。すなわち、デジタル化、公開、ローマ字翻訳、

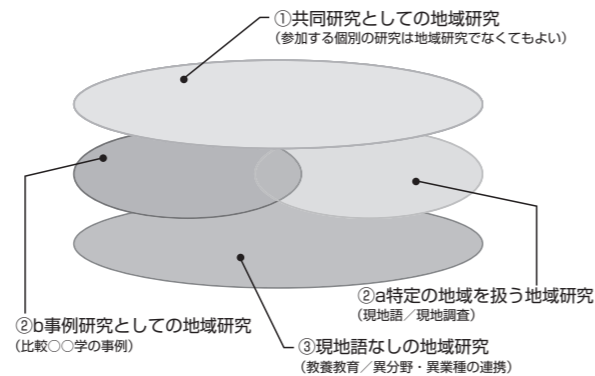


図5 「地域研究」の3つの層

インデックス作成、注釈作成である。

以下では、一般的な注意事項を含め、デジタル・アーカイブの構築のために必要な手順を具体的に示すことにする。『カラム』はジャウィ文字を用いた紙媒体の雑誌であるため、記事をデジタル・アーカイブ化する上で『カラム』に固有の作業が必要となるものもあるが、ここで示した手順は基本的にジャウィ表記以外の文献のデジタル・アーカイブ化とも共通している。

(1)資料の収集・デジタル化

デジタル・アーカイブの対象となる『カラム』の記事を収集する。最近の刊行物では、紙媒体とともに電子媒体でも提供されていたり、あるいは電子媒体のみで発行されたりしているものがあり、その場合は電子媒体での刊行物を手に入れば収集とデジタル化が同時に進むことになる。また、従来の資料収集では現物を収集することに重きが置かれ、紙コピーやマイクロフィルムやマイクロフィッシュなどの複写資料は二次的な資料として見なされる傾向もあったが、デジタル・アーカイブ化ではデジタル化された複写資料をデータとするため、必ずしも原資料を入手する必要はないことになる。そのため、資料が管理されている場所でコピー機やスキャナで複写をとったり写真撮影したりする方法をとることもできる(デジタル・アーカイブと別に原資料を収集・所蔵したいかどうかは別の問題である)

『カラム』は紙媒体でのみ刊行された雑誌であるため、現物またはその複写を入手するか、マイクロフィルムなどの形態で資料を入手することになる。『カラム』は、マラヤ大学のザアバ記念図書室に現物が、シンガポール国立大学の図書館にマイクロフィルム2巻分がそれぞれ所蔵されており、両者をあわせるとかなりの巻号がカバーできるが、完全ではない。地域研で

は、この2か所のコレクションを収集した上で、マレーシアの国立図書館や各地の図書館・図書室や個人を尋ねて欠けている巻号を収集し、全体で欠号率が低い『カラム』コレクションとした。このように、刊行から時が経過した刊行物では、一か所の図書館・文書館で全ての巻号が揃っているとは限らず、複数の図書館・文書館や個人収集家の協力を得なければならないこともある。

資料の所在地を特定したら、誌面をスキャンしてデジタル・データを作成する。原資料ではなく複写をもとにデジタル化する場合、「コピーのコピー」となって画質が悪くなるために工夫が必要となる。紙コピーやマイクロフィルムでは印刷の汚れが黒い点々のように見えてくることもあり、同じ形の文字でも点がどこにいくつ打たれているかで違う文字になるジャウィ(アラビア文字)の文献では、それが文字の一部の点なのか印刷の汚れなのかが決定的に重要となる。そのため、例えば、白黒ではなくグレースケールでスキャンした上で汚れの部分を薄くする処理を施したりする。(この方法では、ページ当たりのデータの容量が大きくなることや、ページあたりの作業量が増え、時間とコストがかかることなどの問題もある。)また、特に新聞や雑誌の写真の部分は普通に白黒でコピーすると真っ黒になってしまうため、資料の状態によっては、例えば文字の部分と写真の部分を別の解像度でデジタル化して貼りあわせて1つの資料にするなどの工夫も必要になる。

(2)データの整理と公開

スキャンした誌面は1ページごとの画像データになっている。1つの記事が2ページ以上にわたる場合は記事ごとにまとめ、記事ごとにPDFファイルにする。『カラム』などの一部の雑誌では、記事が複数ページにわたり、最後の部分が1ページに満たない場合、記事の最後の部分は別の記事の下の部分に掲載されることがある。たとえば、ある記事の掲載ページは1ページから4ページまでと33ページというように、最後の部分が飛んでいることがある。

この作業によって記事ごとのPDFファイルがたくさん作られるため、どのファイルがどの記事に当たるかを示す見取り図を作らなければならない。そのためには、PDFファイルに適切な名前を付けることと、それぞれのPDFファイルの記事の情報を記した一覧を作る必要がある。

PDFファイルの名前は、多数のPDFファイルをファイル名で並べたときに探しやすいことを考慮して付ける。新聞・雑誌であれば、例えば原資料の刊行日+新聞・雑誌名+掲載頁とし、同じ名前のPDFファイルが複数できる場合にはさらに末尾に記事タイトルや執筆者名(あるいはその最初の1、2語)を添えるなど工夫する。ファイル名を記事名や著者名から始めると、ファイル名で並べたときに刊行日順にならなくなるので注意を要する。また、原資料の刊行日や新聞・雑誌名はフォルダ名にして、フォルダを階層構造にすることでファイル名を短くすることもできるが、その場合には個別のPDFファイルを取り出したときに刊行日や媒体名がわからなくなる可能性があることに注意を要する。

記事の情報の一覧は、記事ごとのタイトル、掲載日、執筆者名、コラム名、PDFファイル名などを記載した一覧表をエクセルファイルで作成する。このエクセルファイルが作れば、簡易検索エンジンを利用して、先にデジタル化した記事のPDFファイル群を記事データベースとして公開し、記事名や執筆者名による検索が可能になる。PDFファイル群の検索はこのエクセルファイルを通じて行うため、このエクセルファイルの項目をどう作るかは、データベースの検索システムをどう作るかという問題と直結している。その際には、その資料の特徴をうまく引き出すような検索項目の立て方と、他の資料群との横断検索を可能にするような検索項目の立て方という2つの方向性をうまく合致させる必要がある。

このエクセルファイルに項目として挙げられているもののみが検索の対象となるため、検索の対象としたい情報はすべてエクセルファイルに項目を立てておかなければならない。また、他の雑誌から同様に作成した記事データベースとの間でも、エクセルファイルの項目が対応していれば横断検索が可能になる。他の資料群との横断検索の可能性を考えるのであれば、それが現在扱っている資料群に照らして自明なことであっても、その資料群の性格を示す項目をエクセルファイルに立てることも必要となる。例えば『カラム』の記事データベースでは、全てのデータが『カラム』の記事であることは自明であり、エクセルファイルに「掲載誌名」や「発行国」といった項目を立てることにはほとんど意味がない。ただし、『カラム』の記事データベースを例えばインドネシアで刊行されていた『ワクトゥ』の記事データベースとあわせて検索しようとするならば、「掲載誌名」や「発行国」、さらに「使

用言語]、「使用文字」の情報も必要になるかもしれない。この考え方を進めて、雑誌以外の資料群との横断検索の可能性を想定するならば、「媒体の種類」という項目を立てて、その列の全てのセルに「雑誌」と書いておく必要があるかもしれない。

他の種類の資料群と統合する場合には統合するときになってエクセルファイルに同じデータが入った1列を追加すればよいが、「コラム名」や「執筆者名」などの記事固有の情報は最初に作っておく必要がある。また、エクセルファイルの項目を考える際には、各項目のデータをどの言葉(どの文字)で書くかについても考える必要がある。例えば「発行国」の項目に「Singapore」と「シンガポール」とあったとき、人間の目で見れば同じものだと判断できるが、コンピュータはそれらを別物と判断するため、検索結果が正確でなくなる。国名はどの言語でも一対一で対応するだろうから機械的に対応関係を処理しやすいし、それ以外の項目についても機械翻訳の精度が上がれば多くの面で問題が解消すると思われるが、異なる言語の間で全ての概念を一対一で対応させられるわけではないことを考えると、地域研究のデータベースにおいては、多少手間はかかるが、現地語および想定される利用者の言語のそれぞれについて項目を作っておいた方がよいかもしれない。『カラム』データベースやマレーシア映画データベースでは、エクセルファイルのそれぞれの項目についてマレー語、日本語、英語の3つの列を作っている。

なお、『カラム』データベースでは採用していないが、新聞記事データベースでは、検索対象の項目に「第一段落」を入れるようにしている。これは、インド洋津波の発生直後に新聞記事を大量に収集して情報を整理した際に、記事内容の検索のために本文を入力して検索可能にしようとしたが、記事の量が多かったために全文を入力する余裕がなかった状況で考えられた方法で、新聞の報道記事では第一段落に概要が書かれているため、第一段落だけ入力して検索可能にしておけば収集した記事群の概要を掴みやすいという経験に基づいている。新聞のオンラインでの配信が進めば全文検索が容易になり、その際には新聞記事の検索方法が別の形をとっていかかもしれないが、全文検索が容易でない状況で新聞記事のデータベースを作る場合には第一段落を抜き出す方法が有効だと思われる。

(3)ローマ字翻字

この項目は『カラム』の記事データベースに特徴的

な作業である。前項では資料をデジタル化してPDFファイルを作成し、データベースとして公開する段階に至ったが、スキャンした結果をPDFファイルにしたものは画像ファイルであるため、人間の目には文字として認識できても、コンピュータは文字として認識して処理することができない。そのため、それぞれの記事に「記事名」、「執筆者名」などのキーワードを付けたエクセルファイルを作り、それに基づいて検索を行っていた。新聞記事の第一段落を入力するというのも、記事全文が検索の対象となっていないため、なるべく少ない手間で効果的な検索結果が得られる工夫として考えられた方法だった。

この次に考えるべきことは、記事の本文全文を対象とした検索となるだろう。前項でも全文検索について触れたが、新聞・雑誌のオンライン化が進み、あるいは電子書籍の刊行が進めば、今後、刊行物の全文検索が容易になる状況が生じるかもしれない。ただし、過去の出版物やデジタル化されていない資料を対象とする場合には、全文検索を行うためにいくつかの段階が必要となる。いずれも専門性が求められ手間暇がかかる作業であるため、資料の性格やそれをどのように使うかによってとる方法が異なる。

石や木などに刻まれた文字は1つ1つ手作業で写すしかないが、紙媒体の文字資料についてはOCR認識によって文字をテキスト化することができる。OCR認識では精度が問題となるが、ローマ字では十分な精度のものが多くあり、日本語についても実用に足りるものが少なくない。ただし、『カラム』が使っているジャウイでは、コンピュータを用いてジャウイで書かれた文書を機械的にローマ字に翻字するソフトウェアはあるが[Ghani *et al.* 2009]、紙媒体の文書をスキャンした画像をもとにジャウイのOCR認識を十分な精度で行う環境は整っていない。

このため、現状ではジャウイ文字に通じた専門家が記事を読みながら手作業でローマ字翻字している。この部分は自動化できていないために最も手間と時間がかかっているが、翻字の作業と同時に注釈作成なども進めることができる。本稿が掲載される予定のディスカッション・ペーパーは、『カラム』の翻字作業を行っている専門家がそれぞれの専門と関心に応じて『カラム』の内容を分析して研究成果をまとめたものであり、『カラム』ローマ字翻字プロジェクトとしては副産物であると言える。



図6 記事参照の例

(4)インデックス作成

記事のローマ字翻字によって記事の全文が検索の対象となる。全文検索では辞書を用いたシステムと形態素解析を行い[Ahmad *et al.* 1996]。これらのアルゴリズムをデータベースと組み合わせる。

(5)参照作成

デジタル化した文書は、文書単位と記事単位の2つのレベルで参照を示すことができる。なお、参照はオントロジーのセットと関連付けする必要がある。

(a) 文書単位での参照

[Kakali *et al.* 2012]のように、公開の段階で得られたインデックスは自動的に収集してオントロジーに関連付けることができる。書誌情報の参照だけでなく、文書ごとの参照ではGoogle Scholarや手動のサービス[Bourdon & Shibayama 2012]を利用して他の文献との相互参照を示すことができる。

(b) 記事単位での参照

文書単位での参照のほかに、記事の一部に注釈をつけることも可能である。図6は『カラム』の記事から「Abu Dzar Al-Ghifari」という名前を検索したもので、その結果が四角で囲まれて示されている。さらにインターネット上のWikipediaの同名の項目などにリンクを張ることもできる。

5. 横断検索システムの構築 ——『カラム』記事のコーラン章句引用

本節では、アラビア文字文献データベースに他言語の文献からの参照を示す方法として、『カラム』の記事

中に引用されているコーランの章句を外部の文書からリンクさせるシステムを紹介する。

『カラム』の記事が書かれているのはジャウイ表記のマレー語だが、記事中でコーランの章句が引用されている部分はコーランに記載されている通りアラビア語で書かれている。同じアラビア文字を使っているが、マレー語の文章の中に一部だけアラビア語の文章が挿入されている。以下で示すのは、『カラム』記事中のコーランの引用部分について、『カラム』とは別の電子版のコーランの章句データベースから該当する記事を検索して示すシステムである。なお、ここで示す検索画面は開発用の仮のものであり、一般公開に当たっては利用者用の使いやすさを考えた検索画面を作る予定である。

(1)データベース

ジャウイで書かれた『カラム』の記事を直接コンピュータで処理できないため、各記事のローマ字版を用いて、それをもとにコーランの該当する章句を探し、さらにそれに対応する『カラム』の記事に結びつけることで、『カラム』の記事とコーランの章句を結びつける。

ローマ字翻字された記事本文にインデックスを付ける。そのため、翻字されたローマ字のPDFファイルからテキストを直接抽出するJavaプログラムを構築した。記事名、執筆者名、PDFファイル名などの基礎的なインデックスはデータベース公開の過程で作成したエクセルファイルの項目を用いた。抽出した内容はPostgreSQLデータベースに格納した[Ahmad *et al.* 1996]。

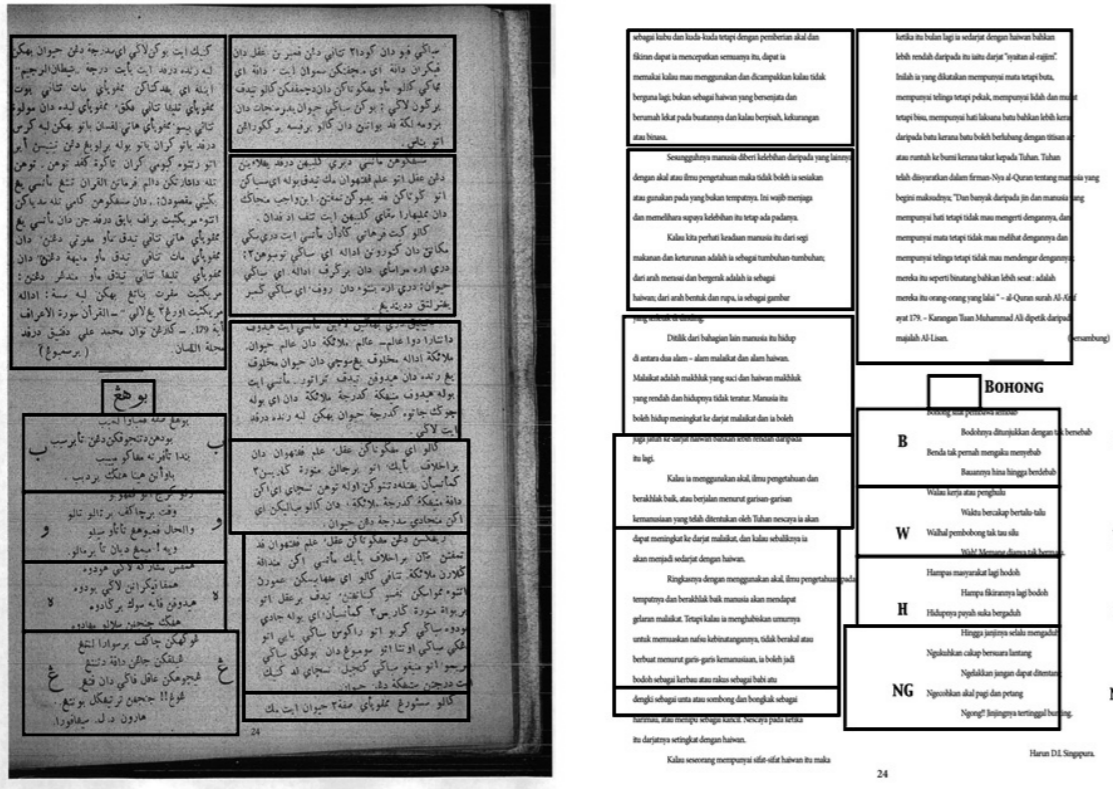


図7 ジャウィとローマ字の領域区切りのずれ



図8 コーランの章句の検索画面

アラビア語とローマ字のそれぞれによる電子版のコーラン³を入手し、『カラム』記事データベースにインデックス化した。その際に、『カラム』記事からコーランの参照部分を示すには2つの方法がある。『カラム』の記事中に「コーラン〇〇の章の〇〇節」とある場合には、章の名前と文章番号をもとにコーランの章句を検索した。コーランからの引用であるが章の名前や文章番号が明示されていない場合は、『カラム』記事内の文章とマレー語版コーランのテキストを照らしあわせて引用もとの章句を検索した。

(2)PDFビューア

検索結果を示すため、PDF.js⁴に基づいたウェブ・ベースのPDFビューアを構築した。『カラム』のジャウィの記事は横書きで右から左に向けて書かれ、ローマ字翻字の記事は横書きで左から右に向けて書かれる。ローマ字翻字の結果をジャウィ版と左右がほぼ対称になるようにレイアウトして出力し、テキストをローマ字版から抽出して、単純にそれと左右対称の場所が該当するジャウィの記事がある場所だと想定して領域を指定した。

この結果はおおむね合致していると評価できるが、図7に示したように、領域分割してみるとジャウィ版とローマ字版では厳密に左右対称になっておらず、検索結果を示したときに細かい部分で領域がずれるという問題が生じる。なお、これはローマ字版を作成するときに領域を独自に指定するなどの方法で対応することが可能である。

(3)コーランの章句の参照

利用者が『カラム』のジャウィ版の記事を指定すると、それに該当するローマ字記事をもとにコーランの記事が検索され、検索結果がコーランの章句のアラビア語とマレー語訳としてジャウィ版の記事に対して示される(図8⁵)。図8では右側にジャウィ版『カラム』記事、左側にコーランの各章のメニューが記されている。検索結果は、『カラム』記事のコーランの章句の引用箇所が四角で囲ってハイライトされるとともに、コーランの内容がアラビア語とマレー語でポップアップ画面で表示される。

3 <http://www.qurandatabase.org/>
 4 <http://mozilla.github.com/pdf.js/>
 5 暫定的なシステムは以下のアドレスで暫定的に公開されている。<http://gaia.net.cias.kyoto-u.ac.jp/qalam/> このURLは予告なく変更することがある。

むすび

本稿では、利用者が意味的な注釈に基づいたアプローチによって『カラム』の文脈を理解するのを助けるアプローチを示した。本稿で示されたプロトタイプは、利用者が基礎的なライブラリ検索を越えて『カラム』記事の中のコーランへの言及を捜すことを可能にする。

ただし、その仕事はまだ進行中で、新しい注釈を手動で含める方法はまだない。また、オントロジーへの結び付け、とりわけ [Dukes *et al.* 2011] で示されているイスラムの文脈への結び付けは今後の課題である。

参考文献

Ahmad, Fatimah, Mohammed Yusoff, and Tengku MT Sembok. 1996. "Experiments with a stemming algorithm for Malay words." *Journal of the American Society for Information Science*. 47(12):909-918.

Amin, Adnan. 1998. "Off-line Arabic character recognition: the state of the art." *Pattern recognition*. 31(5):517-530.

Beagrie, Neil. 2003. *National digital preservation initiatives*. Council on Library and Information Resources.

Berners-Lee, Tim, James Hendler, and Ora Lassila. 2001. "The semantic web." *Scientific American*. 284(5):28-37.

Bourdon Julien and Shibayama Mamoru. 2012. "Knowledge Creation in Area Studies: a Semantic-Based Approach." *Culture and Computing 2012*. LNCS Transactions on Edutainment IX (251-258), Springer-Verlag.

Broshi, Magen. 2004. "The Dead Sea Scrolls, the sciences and new technologies." *Dead Sea Discoveries*. pp.133-142.

Budi, Indra, and Stephane Bressan. 2007. "Application of association rules mining to Named Entity Recognition and co-reference resolution for the Indonesian language." *International Journal of Business Intelligence and Data Mining*. 2(4):426-446.

Dukes, Kais, Eric Atwell, and Nizar Habash. 2011. "Supervised collaboration for syntactic annotation of Quranic Arabic." *Language Resources and Evaluation*. pp:1-30.

Ghani, Roslan Abdul, Mohamad Shanudin Zakaria, and Khairuddin Omar. 2009. “Jawi-Malay Transliteration.” *Electrical Engineering and Informatics, International Conference on*. Vol. 1. IEEE, 2009.

Kakali, Constantia, et al. 2007. “Integrating Dublin Core metadata for cultural heritage collections using ontologies.” *International Conference on Dublin Core and Metadata Applications*.

Lee, John K., and Brendan Calandra. 2004. “Can Embedded Annotations Help High School Students Perform Problem Solving Tasks Using A Web-Based Historical Document?.” *Journal of Research on Technology in Education*. 37:65-84.

M Zeki, Ahmed, Mohamad S Zakaria, and Choong Yeun Liong. 2007. “Isolation of Dots for Arabic OCR using Voronoi Diagrams.” *Proceedings of the International Conference on Electrical Engineering and Informatics, 2007*.

McGuinness, Deborah L., and Frank Van Harmelen. 2004. “OWL web ontology language overview”. *W3C recommendation 10*. 2004-03:10.

Omar, Khairuddin, et al. 2012. ““Skew Detection and Correction of Jawi Images Using Gradient Direction.” *Jurnal Teknologi*. 37:117-126.

Samat, Talib. 2002. *Ahmad Lutfi: Penulis, Penerbit, dan Pendakwah*. Dewan Bahasa dan Pustaka.

Uren, Victoria, et al. 2006. “Semantic annotation for knowledge management: Requirements and a survey of the state of the art.” *Web Semantics: science, services and agents on the World Wide Web 4.1*. pp.14-28.

Van der Putten, Jan, 2010. “Negotiating the Great Depression: The rise of popular culture and consumerism in early-1930s Malaya.” *Journal of Southeast Asian Studies*. 41(1):21-45.

Yamamoto, Hiroyuki. 2009 “The Jawi publication network and ideas of political communities among the Malay-speaking Muslims of the 1950s Muslim networks and movements in Asia.” *The Journal of Sophia Asian Studies*. 27:51-64.

Zahidah, Z., A. Noorhidawati, and A. N. Zainab. 2011. “Exploring the Needs of Malay Manuscript Studies Community for an E-Learning Platform.” *Malaysian Journal of Library & Information Science*. 16(3):31-47.

マラヤの独立とシンガポールのマレー・ムスリム

坪井 祐司

はじめに

本論は、1957年8月のマラヤ連邦の独立をめぐる『カラム』誌の論説を通じて、シンガポールのムスリム知識人の当時のマラヤ情勢への認識を再検討するものである。

筆者は、前著において同誌のコラム「祖国情勢」をとりあげて、シンガポールのムスリム知識人の1950年代のマラヤ政治に対する視線の変遷を分析した。そして、50年代前半には記事が集中し、活発な意見が交わされる一方で、独立が達成された50年代後半は記事の数が減少していることを指摘した[坪井 2010]。マレー・ムスリムの政治的権利の獲得を主張してきた彼らにとって、イギリスの植民地支配からのマラヤの独立は本来ならば大きな政治的な達成のはずである。にもかかわらず、彼らがあまり大きな反応を示していないのはいかなる理由によるものであろうか。

本論では、『カラム』誌のマラヤ独立に対するスタンスをより明確にするため、「祖国情勢」の記事に加えて、「独立 (Merdeka)」に関する記事を検索・抽出し、分析することを試みる。そのうえで、対岸のシンガポールのムスリム知識人からのマラヤに対する視線を明らかにすることで、ナショナリストによる国家建設の過程に関心が集中する既存のマラヤ政治やマレー・ナショナリズム研究を相対化することを試みたい。本論において新たに参照した記事は表1のとおりである。

本論の構成は以下のとおりである。第一節において、1950年代後半の「祖国情勢」の記事を再整理する。さらに、第二節において独立前後の社説記事を取りあげて論点を整理し、第三節では著者たちがどのような国家像を描いていたかを分析する。第四節では独立後の論説を取りあげ、独立国家としてのマラヤがどのように評価されたかを示す。そのうえで、『カラム』に集ったシンガポールのムスリム知識人の独立国家、社会像を明らかにすることを試みたい。

表1 参照記事

号	年	月	頁	種別	題名
48	1954	7	24		独立 (Kemerdekaan)
59	1955	6	33	祖国情勢	マラヤ連邦条約と国家の問題の復習 (Ulangkaji Perjanjian Persekutuan Tanah Melayu dengan Soal Negara)
66	1956	1	43	祖国情勢	連盟党とジョホールのスルタン (Perikatan dengan yang Maha Mulia Sultan Johor)
68	1956	3	3	社説	1957年8月の独立 (Merdeka Ogos 1957)
69	1956	4	1	社説	シンガポールにおける独立 (Merdeka di Singapura)
69	1956	4	14	祖国情勢	ウンマ・イスラム、祖国、イスラムの主権：祖国におけるムスリムのために (Umat Islam, Tanah Air dan Kedaulatan Agama: Sumbangan kepada Muslimin, di Tanah Air)
80	1957	3	37	祖国情勢	マラヤとその不思議な地位 (Tanah Melayu dengan Kedudukannya yang Ajaib)
84	1957	7	1	社説	我々と独立 (Kita dengan Kemerdekaan)
85	1957	8	3	社説	来る独立に向けて (Menghadapi Kemerdekaan yang akan Datang)
86	1957	9	1	社説	我らの独立を迎える (Menyambut Kemerdekaan Kita)
86	1957	9	2	社説	我々は植民地から脱したのか? (Sudah Lepaskah Kita dari Penjajahan?)
87	1957	10	44		マラヤの独立を迎えての短文 (Sepintas Lalu Menyambut Malaya Merdeka)
87	1957	10	1	社説	独立 (Kemerdekaan)
87	1957	10	5		マラヤ連邦の独立宣言 (Pemasyhuran Kemerdekaan Persekutuan Tanah Melayu Merdeka)
87	1957	10	44		マラヤの独立を迎えての短文 (Sepintas Lalu Menyambut Malaya Merdeka)
98	1958	9	3	社説	独立一周年 (Setahun Merdeka)
206	1967	9	3	社説	独立十周年 (Sepuluh Tahun Merdeka)
207	1968	1	35		独立十周年その後 (Selepas Sepuluh Tahun Merdeka)

1. マラヤの独立に関する「祖国情勢」の記事

本節では、マラヤ独立の前後における『カラム』のコラム「祖国情勢」の記事の内容を再整理する。「祖国情勢」は、1950年代に「祖国」マラヤの政治問題を扱ったコラムとして不定期に掲載されていた。著者は前者でこのコラムを四つの時期に分けて分析したが、マラヤの独立はその第三の時期(1955～57年)にあたる[坪井2010]。この3年間に掲載されたコラムは4編であり、散発的なうえにすべて著者も異なっている。1950年10月～53年6月の3年弱の間に16編の「祖国情勢」が掲載されたことを考えると、この時期には掲載の頻度が低くなっていることがわかる。

その内容も、独立を大々的に祝賀するものではなく、これまでの道のりを淡々と叙述する回顧的なものであった。1955年6月(第59号)のコラムは「復習」と題され、「国家(Negara)」、「民族(Bangsa)」、「言語(Bahasa)」、「防衛(Pertahanan)」、「非常事態(Darurat)」、「経済(Ekonomi)」といったキーワードとともにマラヤのこれまでの歩みについての解説がなされている。「国家」の項目では、独立運動の歴史が説明されている。記事によれば、第二次世界大戦後にイギリスは植民地を保持し続けようとしたものの、そのような動きはすべての層のマレー民族の反発を招いた。

このような状況のもとで、二つの大きなマレー人の政治組織が結成された。左派のマラヤムラユ民族党(Parti Kebangsaan Melayu Malaya, PKMM)¹はマラヤ連合を望んだが、それはイギリス政庁によって構想されたマラヤ連合とは異なり、マラヤをインドネシアと統合しようとするものであった。右派のUMNOは、このときマラヤからすべての権力が失われてしまうことを恐れ、イギリス政庁に対して妥協的に行動した。彼らは素早くスルタンと協議し、その結果1948年1月に条約が結ばれ、マラヤ連邦が形成された[*Qalam* 1955.6: 33]。

この記事はタ・カル(Tah Kalu)という人物で、詳細は不明であるが、著者がここでいう右派よりも左派の立場に近いことは明らかである。著者の立場からは、妥協の結果として成立したマラヤ連邦は必ずしも自らの主張が実現したものとはいえなかったのだ

¹ PKMMは1945年に結成され、翌年にはシンガポールに支部が設置された。左派として植民地の即時独立を主張し、47年には反英勢力を結集した組織(Pusat Tenaga Rakyat)を立ち上げ、非マレー人勢力とも協力してマラヤ連邦への反対姿勢を明確にした。1948年にPKMMはイギリス政庁により非合法化された[Elinah 2006: 316-323]。

ある²。

「経済」の項では、マレー人が他民族と比べて経済的に遅れているのは原理原則が異なるためと主張される。すなわち、マレー人の経済は宗教の教えにもとづくものであり、利子を取り、利益を上げることを追及する西洋の資本主義システムはマレー民族の哲学にはそぐわないというのである。

国王がマレー人の王たちに条約で表明したように、もしイギリス政庁がマレー民族自身の産業の水準を向上させたいのならば、政治の分野で機会を与えるほかにない。マレー人には経済における精神的・物質的な余裕が必要であり、宗教への尊敬も与えられねばならない[*Qalam* 1955.6: 38]。

議論の根底にあるのは政治と経済の不可分性である。マレー人が他民族と比べて経済的におくれを取っている原因をムスリムとイギリスとの社会体制の違いに求め、経済的地位の向上のためには政治的な施策が不可欠であると論じたのである。そのうえで、著者は、イギリス政庁は農村工業開発公社(Rural Industrial Development Agency, RIDA)³を組織することで村落の産業を発展させようとしているが、資金を供与する銀行の役割なしではうまくいかないと指摘した。そのうえで、RIDAが銀行機能を果たし、村落のマレー人に対して資金を供給するよう提案した。

1957年3月の第80号の記事は、「マラヤの奇妙な地位」と題されている。ラヒム(Rahim)という著者は、マレー半島ではマレー王権に主権(hak ketuanan)を与えた条約が多く結ばれてきたにもかかわらず、ポルトガル、オランダ、イギリスというヨーロッパ勢力が数百年にわたって支配してきたと主張する。そして、1948年の連邦条約に言及し、マラヤは法律上では(de jure)独立しているが、実質上は(de facto)植民地であるという「パラドクス」を指摘する。

法的にマラヤは独立した国家であり、イギリスとの関係は友人としてのものであり、条約が結ばれているにすぎない。しかし、不思議なことに、マラヤの現況は、イギリスは単なる友人でなく主人にほかならず、マラヤはイギリスの植民地である。…ムラユ王権がイギリス政府と条約を結んで以来、多くの条約が破られ、ムラユ民族は自国で阻害され、いまや言語、民族、国家ですら外来化されよう

² 記事の「民族」の項でも、「連邦条約は、イギリス政府と一部のマレー人の妥協と相互理解の産物であった」と指摘されている[*Qalam* 1955.6: 34]

³ RIDAは1950年に設立され、農村開発におけるインフラ整備や小規模な融資などを担当した。独立後の1966年、RIDAは国民信託評議会(Majlis Amanah Rakyat, MARA)へと改組された。

としている。言語は英語となり、民族、国家はマラヤとなっている[*Qalam* 1957.3: 37-38]。

そのうえで、マラヤの地(bumi Malaya)ではマレー民族が優先権を持つべきことを主張し、それを実現するために民族指導者の行動を監視すべきと主張したのである[*Qalam* 1957.3: 39]。

ここでいえることは、コラムでは必ずしもマラヤ連邦という政治体制やマレー人の地位に満足しておらず、それゆえに独立に対しても熱狂的にはなっていないということである。回顧的な内容は、マラヤの脱植民地化の過程が自分たちの思い通りとなっていないことへのいら立ちを示しているといえよう。

2. 独立前後の社説記事における論点

本節では独立前後の社説を中心とした記事を取りあげ、『カラム』が1957年のマラヤの独立を同時代にどのように評価したのかを考えたい。『カラム』には、マラヤの独立に関する記事が一年前である1956年3月(第68号)に1点、独立年である1957年の7～10月に7点みられる。これらは2点を除き社説である(表1)⁴。社説の著者は明らかではないが、『カラム』にかかわったシンガポールのムスリム知識人の最大公約数的見解をあらわしているといえる。

まず、独立の前年にあたる1956年の社説を取りあげたい。第68号の巻頭の社説では、アブドゥルラーマン(Tunku Abdul Rahman)が57年8月31日にマラヤが独立することを宣言したと記されているものの、全体の論調として客観的であり、突き放した印象を受ける。独立の結果、「よかれあしかれ、すべての問題はマラヤ連邦政府の責務となり、人々の双肩にかかってくる」ためである[*Qalam* 1956.3: 3]。

当時の最大の懸念は国内の治安であった。「最も大きな課題とは、トゥンク(アブドゥルラーマン)も認める通り、共産党勢力の掃討である」とみなされていた[*Qalam* 1956.3: 3]⁵。イギリスが独立を認めたのはマラ

⁴ このほかにも独立に関する記事はいくつかみられる。1956年4月(第69号)には、「シンガポールにおける独立」と題した社説も書かれている。そこでは、シンガポールの独立に関して、指導者の力不足ゆえにまだ機が熟していないとして慎重な姿勢が表明されている[*Qalam* 1956.4: 1]。また、1957年10月(第87号)には、アブドゥルラーマンによる独立の祝辞が掲載された[*Qalam* 1957.10: 5]。

⁵ 1948年6月、マラヤ連邦に反対するマラヤ共産党が武装蜂起し、ゲリラ活動を展開した。これに対して、政庁は「非常事態」を宣言し、掃討作戦を展開した。この非常事態はマラヤ独立後の1960年まで続くことになる。

ヤ政府が対共産党で協力することが条件であった。独立以前の治安維持はイギリスの責任であったが、今後はマラヤ政府がその責任を負うことになる。このため、独立がマレー人に利益をもたらすのかという点にすら疑念が抱かれていた。

トゥンクにより獲得された独立とはそもそもどのようなものなのか?その答えは、マラヤとその住民に課された重い責務である。必然的に大きな犠牲が伴うが、その犠牲はマレー民族に対して利益をもたらすのだろうか?これは常に我々が考えねばならない問題である[*Qalam* 1956.3: 3]。

さらに、国内的には、独立後にイギリスの庇護を失った状況において、マレー人が他民族との競争にさらされることへの懸念が表明された。マラヤでは、華人、インド人といった人びとが「マラヤン(マラヤ人)」を自称し、マレー人と同等の権利を要求していた。この動きは、マレー・ムスリムの眼には「マラヤン民族(bangsa Malayan)」を作り出そうとするものと映った⁶。もしマラヤン民族が認められてしまえば、マレー人が民族ではなく一つの集団(kaum)となってしまう。この懸念が、「期待される独立において、マレー人は他民族との競争に勝つ能力を備えているのか」という不安へとつながり、「独立によって得るものと失うものを考慮する必要がある」という主張に帰着したのである。現状では、高等教育や経済活動に占めるマレー人のシェアは少なかった。それゆえ、民族としてのマレー人の骨格を強化することが先決と考えられたのである[*Qalam* 1956.3: 34]。

独立の年である1957年には7～10月に計5編の社説と2編の記事が書かれており、関心の高さがうかがえる。

この時期の記事に繰り返し現れるのは、マラヤが戦争・流血をとまわずに独立を達成したことへの評価である。第二次世界大戦後の東南アジア諸国の脱植民地化の過程を念頭に、国家の独立を「流血を伴うもの」と「流血を伴わないもの」に分類し、マラヤを後者に位置づけたのである。

第86号(1957年9月)では、マラヤが英連邦に残る形で植民地から脱したやり方を評価している。

⁶ 華人、インド人が「マラヤン」を名乗って権利を要求する一方で、マレー人がそれに反発する過程については[Ariffin 1995]を参照。『カラム』の「祖国情勢」においても、民族の枠組みがムラユ(マレー)かマラヤンかは1950年代初頭の重要な論点であった[坪井 2010: 10-12]。

流血の衝突ではなく、交渉の妥結によりイギリス政府から独立を認められたことは賢明なやり方であった。これにより、マラヤの人びととイギリス政府の友好関係が続くであろうからである[*Qalam* 1957.9: 1]。

一方で、独立を慶事ととらえながらも、「ただ単に独立を祝うのではなく、それを管理する重大な責任を想起すべきである」と主張する。そして、「我々マレー人は確固たる勤勉さと労働力を持って他民族から取り残された生存競争に追いつけるよう資格を得なければならない」と自戒した[*Qalam* 1957.9: 1]。

第84号(1957年7月)でも同様の主張がみられる。ここでは、平和的な独立であったとしても、それがまったく犠牲なしで得られたものではないと警告する。「犠牲を伴わない独立は存在しない」のであり、「流血の独立であれ無血の独立であれ、大きな犠牲が伴う」。そして、独立国家において犠牲はすべて国民によって負担される。「当初から国民全体が独立を享受したいのならば、税金や物価の上昇といった十分な犠牲が必要である」というのである[*Qalam* 1957.7: 1]。ここでも、独立を評価する一方で責任の重さが強調され、どちらかといえば後者に力点が置かれている。

第85号(1957年8月)では、記事の冒頭で、「ここ一二月か月間に UMNO指導者が行ったことで賞賛に値するのは、ウンマ・ムラユに独立の意味を説明したことである」と述べている。同時に、自分たちが独立という重荷を背負ったと指摘する。

指導者たちは、演説においてマレー人に対して独立とはすべてが自由になることではないと説いた。(中略)独立とは犠牲を伴うものであり、独立国家における犠牲は大きい。なぜなら、すべての負担や責任を他者に背負わせることができないからである[*Qalam* 1957.8: 3]。

そして、国民が責任の意味を理解し、指導者と国民が団結するならば、その重荷は軽くなるだろうと主張した。

ここで強調されたのが指導者層の責任である。彼らの責任とは、国民の負担を軽減するために国力を強化することであった。もし彼らが職務を遂行しなければ、国民の負担はますます重くなる。「指導者が賄賂を受け取る (makan suap) とすれば、国民の安寧は保たれない」。もしそうなれば、「独立が植民地からの解放に過ぎず、むしろ自らの民族に支配されることを意味する」と主張した[*Qalam* 1957.8: 3]。

これらの記事では、戦争なしで交渉により独立が達

成されたことが評価される一方で、独立が手放しに賞賛されているわけではなかった。むしろ、マレー人及びその指導者たちに独立の責任の重さを説き、自戒を促している。『カラム』の立場からは、マレー人の変革の不十分さの方が重要な課題であったのである。

3. 『カラム』の独立国家マラヤ像

本節では、前節で明らかにした1957年のマラヤ独立に対する評価、認識を踏まえて、それらの記事において『カラム』が描いた国家構想について検討する。具体的にとりあげられた論点は、イスラム教の位置づけと統治者の資質の二点であった。

第一の論点に関して、『カラム』の立場からはイスラム教と国家との関係は重要であった。第86号(1957年9月)の社説においては、イスラム教が議論の中心となっている。著者は、現在の社会状況を悪化させたのはアダット(慣習)であると主張し、それに対比させる形でイスラムの強化を訴えている。イスラム教はマラヤ連邦の公式の宗教として認められているものの、その地位は磐石ではないという。もし政府、一般国民を問わず、ウンマが協働して実行しなければ、(イスラム教が公式の宗教であるという) 認可が名目のみになってしまうと主張したのである。

我々は、イスラム教が真の意味で我が国の権威ある宗教となるように努めなければならない。この認可を我が国の第一の基礎として、神の言葉を守らなければならない。すなわち、神に従って我々の義務を遂行し、アダットだけでなく神と使途によって定められた神の法による社会と統治をもたらすための基礎とするのだ[*Qalam* 1957.9: 1-2]。

ここでは、イスラム教の法に従った統治が打ち出されている。それを実現するため、「個人人がそれぞれの持ち場で努力する」ことを求めて記事は締めくくられた[*Qalam* 1957.9: 2]。

第86号の次の記事では、「我々は植民地から脱したのか? 」と問いかけている。記事では、たとえ政治的に独立を達成したとしても、経済、文化の面では植民地状況が継続していると主張された。著者は、経済に関して、マラヤに植え付けられた植民地経済が根深いものであり、簡単に抜け出せるものではないと訴えた。文化に関しては、宗教すら王の権力を通じて植民地化されていると主張した。「仮に国民の目を覚まさせようとする者が現れると防がれるか、少なくとも邪魔さ

れる」。なぜなら、王の宗教上の助言者たるウラマーは人々のイスラム精神を呼び覚ますどころか弱めているためである[*Qalam* 1957.9: 23]。

さらに、翌10月の第87号では、イスラムが国家、社会、経済を規定する宗教となるという理想が示されている。ここでも強調されたのは王権の役割であった。記事の冒頭では、国王が独立式典において将来この国においてイスラム教が権威ある宗教となり、神の法が執行される国にすることを誓ったと述べられている[*Qalam* 1957.10: 44]。

マラヤにおいて、各州のスルタンはイスラムの長である⁷。著者にとって、ムスリムの結束とは、すなわちスルタンのもとでの結束であった。記事によれば、マラヤの政治体制において、国王は創造主の統治に忠実なムスリムであり、イスラム教を守るべき存在であった。そして、マラヤ連邦のすべてのムスリムは国王のもとで神の言葉を守るために決起せねばならないと主張される。すべてのムスリムはこの戦いの勝負の結果を考えてはならない。たとえ敗れたとしても、ひとつのウンマとして財産と血をかけて戦うことが重要であり、それが神の希望の実現を願ったことになるというのである[*Qalam* 1957.10: 44-45]。これらの記事では、ムスリムの自己改革により、理想である王権秩序のもとでイスラム教にもとづく統治の実現が訴えられた。

ただし、これらの記事では、神の法の適用やイスラム国家という表現がなされているものの、その方法論が明らかにされているわけではなかった。具体的な国家の運営に関しては、また別の文脈、統治者の資質の面から論じられた。いち早く独立を達成したインドネシアの事例をもっぱら反面教師として引用し、教訓としたのである。

第84号では、「インドネシアで起こったことは、我々にとっての鏡となる」と述べられている。著者によれば、インドネシアでは、独立によって人々が自由になったわけではなかったという。それは、政府、政権党の権力の乱用のためであった。「政権党が人を選び、仲間をつかって資質もないのに国を統治し、行政を行った」というのである。一方で、政権党以外の人びとは資格を満たしていても国の統治に参加できなかったと述べられている[*Qalam* 1957.7: 1]⁸。

⁷ スルタンはイギリスの統治下でも生き残り、各州の名目上の主権者であった。イギリスの植民地統治において、「宗教と慣習」に関する権限を認められていた。

アブドゥルラーマン首相は、連盟党が権力を握り、独立が達成されたとき、自らの党から、国の統治の資格がないと思われる人からも、自分たちにポストをよこせという圧力に直面することを認識すべきである。政権党の人間のみが権利、権力を持ち、首相がそれを認めるならば、統治の崩壊をみることは疑いない[*Qalam* 1957.7: 1]。

著者は、首相は自らの党ではなく社会全体に対して責任を負うことを自覚すべきであると強調する。さらに、特に農村部の国民は、独立はすべての自由を意味すると期待してはいけなと警告する。ここでの「すべての自由」とは、すなわち農地を自分のものにして、他人の権利をほしのままに奪ってしまうことであった。これは実際にインドネシアで起こったことだといのである[*Qalam* 1957.7: 2]。

さらに第87号でも、旧植民地体制の関係者の処遇に関して、インドネシアとの比較がなされている。マラヤの独立は戦争を起こさず、イギリスとの間に憎悪を残さなかったが、オランダとの戦争によって独立したインドネシアは事情が異なっていた。著者は、インドネシア政府がかつてのオランダへの協力者を敵視した結果、混乱したと主張する。インドネシアでは、オランダの植民地統治時代に政庁にいたインドネシア人がインドネシアの利益を害した植民地支配者の手先として排除され、オランダ人も敵視された。このため、行政の専門家 (ahli) でない人物が国家の統治を託された党の人間というだけで政治権力を持つことになった。結果として、国家は混乱し、ウンマは悲嘆に暮れることになってしまったというのである。一般国民は植民地時代の方が平和で繁栄しており、生活はよかったと嘆くまでになってしまい、「我々は専門家でない人物による統治がいかに危険かをみた」のであった[*Qalam* 1957.10: 1]⁹。

著者は、インドネシアを統治した人々は、80%をムスリムが占めるインドネシアをイスラム国家にするという夢を壊したと主張する。そのうえでマラヤに話題を戻し、以下のように主張する。

⁸ ここで展開されているのは、インドネシアのスカルノ政権に対する批判である。インドネシアでは、1955年の総選挙で四つの政党が分立し、議会がこう着状態となる一方で、スカルノが「指導される民主主義」の体制を固めていった。『カラム』は、インドネシアにおいてもイスラム勢力、とくにマシュミ党への支持を鮮明にしており、ここではスカルノ政権のもとで彼らが排除されたことを述べていると思われる。

⁹ 記事では、マラヤでも同様に「専門家でない人物」による統治で利益を損ねた例として RIDA が500万ドルの損失を被った事例が挙げられている。アブドゥルラーマン首相は、損失の原因は専門家でない人物に委ねたことにあったと述べたという[*Qalam* 1957.10: 1]。

我々の指導者たちは、国民に重荷を背負わせ、悲しませることのないようにこの新しい独立国を導くことを望む。独立の船は、マラヤ連邦のすべてのウンマに幸福をもたらすことが望まれる。我々の達成した独立は英国政府との協力、相互理解にもとづくものであり、イギリス人の専門家が感情によって排除、放逐されることなく、幸福の道に導くために人材として登用されるべきである [Qalam 1957.10: 2]。

この記事では、国家の発展のために旧宗主国であったイギリスとの協力関係を構築すべきと主張されている。ここでは、イギリスが構築したマラヤの政体を継承することが前提になっている。

『カラム』が独立したマラヤに対して、イスラム教を国教としたイスラム国家の実現を掲げていた。ただし、具体的な行政や国家運営の議論に関してはかなり現実主義的であり、イギリスがもたらした制度の変更を目指すことはなく、指導者に自覚を促してその運用を改善しようとするものであった。理想を掲げて個々のムスリムの活動を促しつつも、マラヤの歴史・国際関係を踏まえた現実的な改革を提唱していたといえよう。

4. 独立後の評価

本節では、『カラム』の独立後のマラヤに関する評価について検討する。『カラム』には、マラヤ独立の1年後の1958年に1編(第98号)、10年経過した1967年・68年(第206、207号)に2編、題名に「独立」を冠した記事が掲載された。

第98号(1958年9月)では、独立から1年が経過したことをふまえて、独立の「得失(untung rugi)」を検証することが意図されていた。イギリスの保護がなくなったため、マレー人はより厳しい競争にさらされることとなった。著者はマラヤの「家主(tuan rumah)」としてのマレー人の地位はこれまでより不安定なものになったと指摘する。

彼ら(引用者注：マレー人)は、現在の憲法体制のもとでのマレー人の地位や生活は独立以前と同じではなくなったこと、マレー人が他民族よりも勤勉に働かず、以前のように望むばかりで何もしなければ、将来マレー人の「家主」としての地位は名目のみとなり、すべてが他者によって支配され、マレー人の地位が外来出身者によって決められることになることを知り、考慮すべきである [Qalam 1958.9: 3]。

そして、こうした状況の変化が政治、経済の両面から述べられる。政治的には、選挙の存在がある。かつて植民地だった時代には、マレー王権に発言力があり、マレー人は家主としての地位があった。しかし、独立によって、政治的な発言権は国民に選ばれた代議士(wakil rakyat)に移った。もしマレー人以外の勢力が選挙に勝利した場合、その勢力がマレー人の運命を決めることになる。このため、来る第四回の総選挙では、どこかの勢力であれ、マレー人が勝たねばならないと主張されたのである [Qalam 1958.9: 3]。ここでは、独立国家による新たな意思決定の手続きである選挙への対応が模索されている¹⁰。

経済に関しては、マレー人が他民族に比べて経済的に遅れており、指導者はマレー民族の経済発展に尽力せねばならないと主張される。そして、物質的支援だけではマレー民族の経済を守ることではできないとして、経済的な精神を涵養することの重要性が説かれた。著者は、独立から一年たって多くの人々が苦い思いをしているが、自己の責任であることを忘れるべきではないとして、マレー人の自己責任を強調し、改革の必要性を強調した [Qalam 1958.9: 4]。

独立から10年たった第206号(1967年7月)でも、マレー人の経済的地位の重要性が説かれている。著者は、指導者たちは彼らが国民のために尽力していることを示さねばならないと主張した。具体的にあげられたのが政府支出の削減であった。不要不急の予算を削り、「歳出を減らし歳入を向上させる」政策を即座に実行すべきであると主張した。現在の債務の大きさを懸念し、国富の流出に対して危機感を抱いていたのである [Qalam 1967.7: 3]。政治的主権の獲得が完了した独立後において、マレー語の論壇ではマレー人の経済的地位に関する話題の比重が高まった。しかし、先にも触れたとおり、経済といっても常に政策との連動が意識され、ムスリムコミュニティ全体の変革が主張された。

その翌年に発行された第207号(1968年1月)の記事では、1511年のムラカ陥落から1957年まで植民地統治を経験した民族としてのマレー人が、独立後10年間がたち、どこまでマレー人が祖国において発展できたかを検証すべきだと問題提起する¹¹。著者は、ブミプト

¹⁰ アフマド・ルトフィは1956年にシンガポールにおけるムスリム同胞団の結成を主導し、『カラム』はその機関誌としての性格を帯びた [山本2002: 262-263]。政党の結成により選挙を通じて政治的影響力を確保しようとする姿勢はここにもあらわれている。

ラとしてのマレー人の発展は祖国の民族の発展の核心であると考えていた。しかし、マラヤが発展していることは認めながらも、発展の多くは他者によるものであることを皆が知っているとも述べる [Qalam 1967.8: 35]。

その一方で、筆者はマレー人がとても幸運なウンマであると主張した。それは、歴史を通じて民族とみなされていたこと、イスラム教を受け入れたこと、植民地統治者が次々と変わってもそれに耐えたこと、などの理由によるものであった。このため木が葉を落としても大地にかえって再生するように、民族としての発展を願ったのである [Qalam 1967.8: 36-37]。

独立後の記事を見ても、『カラム』が独立国家としてのマラヤの発展にも懐疑的であり、楽観的な見通しを持っていなかった。そこでは、選挙による代表選出の重要性和、経済の底上げによる自民族の競争力の強化が主張された。後者は独立以前から主張されており、『カラム』の主張の一貫性を示している。一方で、前者は独立後にあらわれた新しい論点であり、独立国家という新たな体制のなかで自らの主張を実現する方法を模索していたことがうかがえる。

おわりに

本論では、マラヤ独立前後の1950年代後半の『カラム』誌のマラヤに関する論説を取り上げ、その特徴を分析した。暫定的な結論は以下のとおりである。第一に、『カラム』はマラヤの独立を必ずしも手放しで歓迎しておらず、その後に関しても楽観的な見通しを持っていなかった。これは、マレー人が民族として独立の責任を担えるかを懸念したためであった。独立の道程は『カラム』が思い描いていたものと異なっており、彼らが考えるところのマレー民族が形成されていなかったのである。

第二に、『カラム』が求めていたのは、イスラム教にもとづいた国家の運営であった。経済を語る際にも、マレー人の経済的停滞を資本主義・西洋的近代国家体制とイスラムとの競合の結果とみなし、政治的な解決を求めた。理想の実現のためにムスリムコミュニティ全体に自覚を促すなかで、特に指導者の責任を強調した。国家の運営に直接携わる人に対して彼らの理想の実現にむけた行動を求めたのである。

¹¹ 著者はアブハム (Abham) という人物で、「祖国情勢」の執筆者の一人と同一人物と思われる [坪井 2010: 13]。

第三に、にもかかわらず、彼らの具体的な方法論は既存の国家体制の枠内にとどまっていた。彼らは、インドネシアを反面教師として、旧植民地体制の関係者を含めて資質のある者の登用を主張した。それとともに、選挙に勝利することや行政制度を整えて政策に影響力を持つことを志向した。これは、イギリスが構築した国家制度のなかで理想を共有する人物が影響力を得るという方法論であった。

彼らは、イスラム国家を理想として掲げながらも、既存の制度や秩序の変革を求めめるのではなく、イギリスにもたらされた制度の運用の主導権を握ろうとしており、急進的というよりは穏健な方向性を持っていた。ただし、それは民族志向のUMNOが確固たる基盤を気付いたマラヤでは簡単ではなかった。独立後の連盟党体制下で彼らがどのようなことを考えたのかは今後の課題としたい。

参考文献

Ariffin Omar. 1993. *Bangsa Melayu: Malay Concepts of Democracy and Community 1945-50*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.

Elina Abdullah. 2006. “The Political Activities of the Singapore Malays, 1945-1959”, in Khoo Kay Kim et al (ed). *Malays/Muslims in Singapore: Selected Reading in History 1819-1965*. Subang Jaya: Pelanduk Publications, pp.315-354.

坪井祐司 2010 「コラム『祖国情勢』に関するノート」山本博之編『カラムの時代 I: マレー・イスラム世界の近代 (CIAS Discussion Paper No.13)』京都大学地域研究情報統合センター: 10-17.

山本博之 2002 「資料紹介『カラム』」『上智アジア学』20: 259-343.

ザアバの教育論

金子 奈央

1. はじめに

本稿は、『カラム』誌におけるザアバ(Za'ba)ことザイナル・アビディン(Zainal Abidin bin Ahmad)が執筆した記事のうち、1953年4月から8月までに掲載された連載「イスラムにおける基礎道徳：子どもに対する教育」(Asuhan budi di dalam Islam: Didikan kepada anak-anak)を取り上げ、その連載内容の紹介を通してザアバの子どもの教育に関する議論について整理する。

ザイナル・アビディン・アフマド(ザアバ)

ザアバは、20世紀に活躍したマレー・ムスリム知識人である。彼は、教育者であり、多くの著作を残した文筆家、思想家でもあり、また、マレーシアの国語としてのマレー語文法の基礎を築いた人物としてもよく知られている。彼は1895年にヌグリ・スンビランで生まれた。12歳の時から、バトゥ・キキール、リングという2つのマレー語学校で学んだ後、スレンバンにあるセント・ポール・インスティテューションという英語学校で学んだ。1915年、ザアバはヌグリ・スンビランのマレー人として初めてケンブリッジ上級試験に合格し、教育課程を修了した。

その翌年、ザアバは教育者としてのキャリアを開始した。まず、ジョホール・バルに英語教師として赴任した後、1918年にはベラのクアラカンサーのマレー・カレッジでマレー語の教員として教鞭をとった。1923年に教育局の翻訳課に異動し、その翌年タンジュン・マリムにあるスルタン・イドリス師範学校に移り、1939年まで勤務した。ザアバは、スルタン・イドリス師範学校の在職中にマレー語文法規則の統一に励み、その文法規則を用いた学校の教科書や一般的な読み物を出版した。1947年にはロンドンの大学で英語講師を勤め、1953年からはマラヤ大学(シンガポール)で教鞭をとった。ザアバは教育活動以外においても多くの貢献を果たした。1937年にはペンフレンド協会の会長

を、1945年にはスランゴール州マレー人協会の会長を務めた。1946年、彼は統一マレー人国民組織(UMNO)の党憲草案委員会のメンバーとなった。

ザアバは、自らの著書を出版する傍ら、新聞や雑誌に自分の見解を書いた記事を多く投稿し、掲載された。ザアバは、マレー人社会に蔓延る社会的病やイギリスの植民地支配を批判するエッセイを書いた。『カラム』にも多くの記事を投稿しており、1951年5月から1955年8月までのほぼ毎号に、自ら執筆した記事を投稿している。投稿された記事は、ザアバの専門分野であるマレー語、マレー文学に加え、イスラムに関するものも多く書かれている。イスラムに関する記事は、イスラムの教えに基づく道徳精神や正しい生き方を身に付けることに関連するものが多くみられる。

『カラム』の時代を代表するマレー・ムスリムの知識人であり、教育者であったザアバが、その時代のマレー・ムスリムコミュニティや、彼らが受けている／与えている多様な教育に対してどのような問題意識を持ち、どのような教育論を展開していたのか。それを考察することは、『カラム』の時代のマレー人コミュニティに纏わる教育問題や教育議論を共有する重要な手助けとなるであろう。本稿では、以下、『カラム』に掲載された「イスラムにおける基礎道徳：子どもに対する教育」の記事を日本語訳して紹介する。

2. 「イスラムにおける基礎道徳：子どもに対する教育」の記事

第1回「両親は子どもたちにとって(人生)最初の教師」(第33号、1953年4月)

我々の預言者によって読まれたハディースやクラーンでは、それぞれ子どもたちはまさしく純粋なる宗教の下に生まれた、それはつまり、過ちも罪もないため、清らかで、正しく、よい状態にあるとされている。その後、成長の過程で、子どもたちに変化が生まれ、正しい道から逸れて彷徨うことがあるのは、生後にもたらされた〔子どもに対する〕しつけや教育がよ

くなかったことに起因する。子どもは、〔自分たちの〕父や母によって与えられた手本と教えによって形成される。正しいイスラムの中で子どもを育てれば、子どもは正しいイスラムの中で生きるだろう。イスラムの教えに基づく決定に従うと、生まれた時、清らかで誠実だった子どもが素晴らしく立派な立ち振る舞いが出るか、邪悪で恥ずかしい立ち振る舞いをするようになるかは、両親から躰を受けたか、躰が不十分であったか〔日常的に正しい見本を両親に示してもらったか、また両親が正しい見本となっていたか〕による。

家庭は、子どもたちにとって人生で最初に会う学校〔学びの場〕であり、人生において自分がどのように行動すべきかについて学ぶ。また、両親は、〔家庭という〕学校において〔子どもたちの人生で〕最初の教師となる。〔第二の学びの場となる〕学校という場合は、一般的に、書くこと、読むこと、計算することなど知識を学ぶところである〔一方で、人生最初の学びの場である家庭は、道徳を習得する場所である〕。もし、家庭で受ける躰や教育が適切でない、または、良いものでなければ、子どもたちが成長した後、〔その家庭教育は〕彼らを「非常識」、信用のおけない、正しくない人物にするだろう。家庭で長らく大いに影響を受けてきた教えや模範が子どもたちの中で体得できていないのであれば、〔家庭よりも短い期間、それ故の少ない影響力という条件下であるので〕学校において、教師たちが発した言葉や、示した模範例を通して、子どもたちが学んだ道徳規範を、彼らが自分のものとして、しっかりと体得するのは難しいだろう。

学校が子どもたちを右に導いても、家に帰宅して、家庭で両親から示された教えが、子どもたちを左に導くものであれば、子どもたちは左へ行くだろう。家庭や、学校外で与えられる影響に比べた時に、学校で学ぶ時間は大変限られている、1日に学校にいるのは、せいぜい5、6時間で、それ以外の大半の時間は、学校外で、両親とや友人たちと共に過ごすことで消化されていく。どちらが優勢か〔子どもの道徳形成により影響を与えるのは学校か、家庭を含む学校外か〕は明白だ。学校で教師が子どもたちに整理整頓、身のまわりを清潔に保つことを説いたとしても、家庭で両親がそれを実践しておらず不潔であれば、どのようにして2つの学校〔学校と家庭〕の間で足並みを揃えることができるのだろうか。家で両親が「ちくちよう」という言葉〔汚く罵る言葉〕を意味も分からずに使っているのを常に子どもが聞かされていたら、両親が常に自分〔子

ども〕を汚い言葉で罵っていたら、例え、学校で〔そのような言葉を使って人を罵ることを〕禁止したとしても、子どもたちが、両親の真似をするのを、どのようにして防ぐことが出来ようか。

家庭における子どもの躰、教育に関しては、母親が最も責任、役割を担っている。何故ならば、家族を養うために働きに出ている父親が子どもたちと接する時間は、母親に比べて少なく、子どもたちと共に過ごす時間が最も長いのは母親であるからだ。父親は、家庭の中で最も大きな力を持ち、最終的な助言や意思決定を行う。預言者の言葉において、母親はイスラムの教えにおいて大変尊重される、とされている。子どもの躰や教育についての責任を担う母親の地位は高い。西洋人の格言でも「ゆりかごを揺するその手は、世界を統治する」というものがあり、これは、良き母に育てられた者は、世界の国や人々を統治するような高い地位に上りつめる人となることを意味している。もし、母親が正しい教えを与えなければ、その全てはやってこない。今現在の進歩の時代において、最善を尽くして子どもの躰や教育に関する責任を全うすることが、母親には求められている。そのためには、母親も教養を持つことが求められており、つまりは、台所、家の周りの身近な場所、自分の住んでいる村より広い世界の情勢についての知識を持つこと、華美に着飾ったり、西洋の性質を模倣したりすることだけに気を取られていないで、その他にすべきことに対する責任を全うすることなどが求められている。〔子どもの躰や教育に対する〕母親の重要性は、ますます高まっており、子どもを正しく教育するために適切な教養を母親も身に付けるべきである。

第2回「教育を与える方法」(第34号、1953年5月)

「神の方法」とここで呼ばれるものは、つまりは「イスラムの方法」である。これはつまり、今世および来世において、繁栄や幸福をもたらす一連の教えのことである。従って、ここには子どもたちに礼儀正しい立ち振る舞いを教えることも含まれる。もし、このクラーンの章句の内容に注意を払っているのであれば、粗暴さや凶暴的な立ち振る舞いを身に付けることを、我々がすすめることはないし、認めることもないだろう。ここで我々が対峙する問題は、子どももの教育に関するものである。

両親は、子どもの躰や教育を、厳しすぎたり、粗暴な方法で行うべきではない。子どもたちも、我々と同様

に、考えることを知り、怖い、恥ずかしいと感じたり、みじめだと思ふことを知っている人間であるので、子どもを心身ともに傷つけるような暴力でもって、それを教える必要はない。一方で、子どもに教育する場合、甘やかしすぎるようなやり方もするべきではない。すべての子どもの欲求に従ってしまったたり、全ての子どもの気まぐれを放ったらかしにしたり、子どもがほしいと思うものすべてを買い与えたりすることは、してはならない。厳しすぎることも、甘やかしすぎることも、子どもの教育方法としては正しくない。正しい方法とは、預言者の言葉にあるように「知的な方法」を用いることである。しかし、実際はこの「知的な方法」の理解についても間違っている人がたくさんいる、特に今の時代に求められていることに適応させることが出来ていない。

もし、子どもが正しい教えに従わない時には、両親は実際のところ、子どもを厳しく叱りつけることができる、またそれが出来るだけの力を持つということを子どもに認識させなくてはならない。子どもを躾ける場合は、常に厳しく子どもに接するのは適切ではない。もし、子どもが〔親の〕言いつけにしっかり従うことができたなら、優しく接することも大事である。子どもを厳しく躾けた後に、子どもがしっかりとその言いつけに従った場合は、子どもに何故、自分たち〔両親〕が先ほど厳しく子どもたちに接したのかについて説明するべきであり、親の言いつけを守らないことがどれほど間違ったことか、〔自分が両親に〕厳しくされなければならなかった正統性はどのようなものであったのか、についても明確にするべきである。子どもが言いつけをしっかり守った場合には、子どもを褒めるべきである。子どもは褒められるのが好きであるので、子どもにとって、良い行いをすることの大きな励みとなる。

今の時代の子どもたちは、常識を身に付け、自分で自分のことを良く考えるよう訓練されることが、幼い頃から求められている。大きくなってからは、常に自分の意志を持ち、イニシアティブをもって、率先して自分の仕事を行う性質を持つことを求められるだろう。それぞれの立ち振る舞いが、吸収すべき良いものなのか、断つべき悪いものなのかについては、可能な限り、子ども自らの考えや常識で判断が出来るような癖をつけておくべきである。また、良い行いをするのは、その行いが正しく、尊いものであるから行うのであり、見返りや褒められることを求めて行ってはいけ

ないし、一方で、悪いことをしないのは、侮蔑されたり、非難されたり、殴られたり、痛みを伴うのが怖いからではなく、その行いが悪いものであり、恥ずべきことであると自ら考えるからでなくてはならない。成長後の善悪の分別は、以上のような判断で自ら行わなければならない。そのような人間〔大きくなった際、自らの判断に基づいて、良い行いを近づけ、悪い行いを遠ざけることが出来る人〕に子どもするためには、既に自分で考えることを始めた子どもに対して、チョコレートや新しい服を買い与えることを約束して、良い行いをすることを求めることは正しくない。また、悪いことをしてはいけないと教える際も、「父が怒る」、「後で殴る」、「そこで遊ぶのはやめなさい、オバケが出る」と言って、子どもを怖がらせる〔ことによってやめさせる〕のはよくない。また、子どもを侮蔑するような言葉を用いるのはもっと悪い。そのようなやり方は、その父親や母親の、子どもに対する教育の程度が低いことを示すだけであり、そのレベルの行動を後々子どもがするようになるだけである。

クルアーンにおいては、預言者ヌーが洪水の際、どのようにして息子を船に乗るように説いたかについて書かれた章句や(11章42-4三節)、ルクマーンが彼の子どもにどのようにして神と一体になることができるか、について説いた章句(31章12-19節)で、子どもたちがみずから適切な判断をすることがなぜ重要なのかについての教が書かれている。また、アル・ガザリ¹も、「苦痛な勉強だけでなく、子どもには遊ぶ時間も必要である。そうでないと、ただ勉強をするだけでは、彼らの活力は損なわれ、愚鈍で聡明でない人間に成長してしまう」、「しかし、衣食住についても同様なことが言えるが、快適な条件を子どもに与えるだけではよくない。必ず、困難な状況も与え、忍耐力を子どもに付けさせなければならない」と言っている。アル・ガザリの言葉は、既に約900年ほど前のものであり、現在、我々が享受している教育環境は大きな発展と進歩を遂げている。しかし、彼の言葉は、今日の状況についても適応可能なものである。

第3回「子どもに善悪を教える」(第35号、1953年6月)
子どもにどのように善悪の分別を教えるかは、子どもたちの将来に大きな影響を持つ。子どもの頃に

1 アブー・ハーミド・ムハンマド・イブン・ムハンマド・ガザリー(1058-1111)は、ペルシアのイスラム神秘主義者(スーフィー)で、イスラム神学者であり哲学者。

受けた躾によって身に付けた性質は、大人になっても変わらずに残るものであるからだ。もし、正しくない躾を受ければ、正しくない人間性を身に付けて大きくなり、後々改めようとするのは困難である。幼い頃に正しい教育を子どもに与えることは大切であり、その後、長い年月を経ても、子どもは、その〔正しい〕性質を身に付けたままであり続けるだろう。子どもを正しい人間に育てるためには、模範や、手本となる行動を実践することが求められる。言うだけ、助言するだけでは十分ではない。手本を子どもに見せる機会が最も多いのは両親である。子どもは長時間、両親の行動を見ることができ、両親の話していることを聞くことができる。様々な見本となる行動や言動が子どもたちに理解され、彼らの五感に吸収される。両親から得たこれらの見本は、〔子どもたちにまねをしなさいと〕すすめたり、強制したりすることはしなくても、自然と子どもたちを形成する一部となる。

子どもの躾には、三つの段階がある。これらの段階は、クルアーンの中で神によって示されたイスラムの教えに基づいている。まず、最初の段階は、targhib(良い励まし)と言われる段階で、子どもが好きな褒美や報酬を用いて、子どもに躾を行う段階である。ただし、この段階を用いることが可能なのは子どもの人間形成に関する方向性を容易に変えることができる時期までである。子どもが知能をつけ、自ら考えることを始めたら、この方法を用いることを辞めなくてはならない。

第二の段階は、子どもがもつ「恐怖」の感情を利用する段階である。この手法を用いる段階は、子どもが少し大きくなって、拒絶したり、言いつけを破ったりし始めてはいるが、まだ「危険」や「怖い」といった感情に容易に影響されやすい時期に用いる。この段階を用いる子どもたちは、まだ根気も強くなく、思慮も浅く、知識不足でもある。従って、知識や思慮を用いて、その場を自らの力で乗り切るほどまでには至っていない。ただし、子どもの恐怖感を常に使って躾をする必要はない。子どもは、永遠に幼いわけではなく、考えることを知らない愚か者でもない。彼らが既に考えるということ覚え始め、自分の思考を発達させ始めたら、〔子どもを〕怖がらせる方法を用いて躾を行うことは適切ではなくなる。

第三の段階は、これまでの二つの段階よりも、子どもがより発育した状態になった時に用いるもので、子ども自身に判断することを求めるものである。子ども

が自分の身によく起きる些細な事柄に関しての善悪の分別、適切かそうでないかを判断することを始めることが、我々の目〔大人の目〕から見てわかるようになったら、この段階に入ったことになる。この段階を適用しはじめるのは、6歳から8歳の間である。子どもは既に「分別のつく」段階に入っているので、この時は彼らを更に成長させるような可能性へ導くべきだ。この段階に入った子どもたちに躾をする際は、少しずつ良いことと悪いことを子どもたちに理解させよう。

これまでの三つの段階の中で、この最後の段階が最も重要である。この段階を経て、子どもたちは大人へと成長していく。第三の段階で用いられる方法は、昔も今もよく教育された人々にイスラムの教えを説く方法としてて最適なものであった。何故ならば、この方法は自らの判断や思考を用いて、「正義感」を涵養するからである。この方法を用いて、子どもの頃から教育することができれば、後々、健全な精神や思考が子どもたちの中で結実するであろう。

二つの結論を最後に記して、この記事締めくくる。まず最初は、幼い頃から子どもの子心の中に留めさせるべきことは「他の人からしてもらって嬉しかったことを、自分も他の人に対してすること」、「他の人が自分にしたら嫌なことは自分も他の人にしないこと」を覚えさせるべきである。二つ目は、褒美や報酬がほしいからという理由に基づいて、良い行いをするとように教育しないこと、また、悪いことを何故してはいけないかについても、怒られたり、罰せられたりするのが怖いからというようにしてはいけない。良いことをするのも、悪いことをしないのも、神のためであり、神がそれを望まないからである、と考えるべきである。より良い人生を子どもが送ることができるように、適切な善悪の分別や、適切な判断力、思考力などを身に付け、それらが正しい行いを決める指針となるように、しっかりと両親は子どもに教育をするべきである。

第4回「家庭の役割」(第36号、1953年7月)

マレー人の母親たちが、子どもの躾や教育を家庭における仕事の一部として話をしているのを、私はまだ聞いたことがない。清潔な状態を保つことの義務と、その義務を全うするためには、どのようなことを実践すべきかについて言及されることはあったが、物理的な清潔に関するものばかりで、心や内面の美しさ〔清らかさ〕を、どう教育すべきかということに少しでも

触れているものもない。彼女たちの多くは、自分の家の整理整頓については触れるが、家族が躰を行うべき自分の子どもの道徳心〔心の純潔さ〕や、自分自身の人間性をどのように整えるかについては触れない。

時々、彼女たちが義務という観点から、〔家族を〕病気からどのように守るか、また、万が一病気を患った時は、それはどのように治すことができるか、について言及することはあり、病気の原因を、お化けや人為的なものであると信じる現状や、イスラムの教えとは相反する霊媒師文化の信仰の愚かさについて語ることはしない。これらは全て、子どもが正しい思考を身に付けた人になるよう導くための、子どもの教育の一部に含まれる。従って、子どもの躰は、家庭がその役割を担うことが適切である。

以前、「家庭」をテーマにしたマラヤのラジオ番組で、一人の母親が話をしていた。最初、彼女は、子どもにとって家庭は人生最初の学校であり、母親は、子どもに躰や教育を行う最初の教師であると話をしていた。しかし、その後彼女が話していたことは、家事に関する事で、その内容は、以下の二つに集約することができる。まず、第一の仕事は、夫や子供の食事の用意をすること、そして二つ目の仕事は、彼らの身だしなみを整えるために衣服に気を払うこと、であった。この仕事を全うすることが、家族全員の生活を快適にすることに繋がると彼女は言った。家を清潔に保ち、整理整頓すべきということも多少は言及しているが、やはり、物理的な清潔さについてのみ話をしただけであり、子どもに正しい道徳心を教える必要性や、それを母親が家庭で行うことが、彼女たちの任務であるということは全く言及されなかった。この母親がラジオで話した、家庭における母親の二つの役割が重要であることは疑う余地はない。しかし、子どもに正しい道徳心を涵養することも、家庭で母親が担う役割としては大変重要なことである。子どもに正しい道徳精神を教育することは、我々大人の義務であり、それは家庭が責任を担うべきことである。何故ならば、このような躰をできる場所は家であり、子どもにそれを与えることができるのは両親、特に母親であるからだ。

礼儀正しさや謙虚さ、良き行いを好み、悪い行いを避ける態度などを身に付ける大切さを説いているイスラム教徒がいる。彼らが用いる〔それを子どもに身に付けさせる〕方法は、褒美を与えること、恐怖感を用いることが基本となっている。人間が習性として身に付けることができる理性、思考力、正義感による方法

を〔そのイスラム教徒たちが〕用いようとしたことはない。更には、彼らの説く教えは、常に一連のウラマーのキターブや、言葉、理解、といった枠内で行われ、その外に出ることはない。

しかしながら、時々、これらのウラマーの見解が時代遅れで、既に廃れたものであることがある。今の時代に関する事柄や、ニーズにはそぐわない。彼らは自らの考えを掘り下げたり、自分の判断に基づく説明、見解を示したりする自信がない。従って、理性に基づいて、すすんで行うべき良いことや、遠ざけるべき悪い行いについて、彼ら自身の言葉で説明することができない。しかし、彼らが用いている方法は、理性で考えうことを知っている子どもたちや若者を教育する方法としては、既に「お話にならない」ものであり、使えるものではない。理性でものを判断することを知っている人々は、ウラマーの言葉に盲目的に従うことはないし、ウラマーの言葉を盲目的に信じている人の教えは受けないであろう。

母親が家庭で行うべき仕事において、大変重要なのは正しい行いをし、正直に話すことのできる子どもを教育することである。母親だけでなく、父親にも、家庭における子どもの教育に対する責任はある。父親や母親が、子どもに教育すべきことは一から十までである。もし母親が、家族の衣食の管理のみ責任を担っていて、父親が金銭の面のみで責任を全うすることに励んでいて、どちらも子どもの躰についての責任を持つとしなければ、それは家庭において親が担うべき責任を完全には全うできていないことになる。

子どもにあらゆる正しい道徳精神や品行を躰けることは、子どもが幼い頃から行うべきである。また、その方法は、「褒美を与える」、「罰を受けることへの恐怖感を利用する」、「子ども自身の中に芽生えている良心や正しい判断力に頼る」などがある。褒美や恐怖感の利用だけでは、それぞれ、子どもを甘やかすだけ、厳しめるだけになってしまう〔従って、三つ目の「子どもの良心や判断力に頼る」ことが、正しい躰には最も重要な手段となる〕。子どもたちに良い躰と教育を行う適切な方法については、これまでの〔本連載の〕他の記事でも既に述べてきたので改めて繰り返すことはしたくないが、時々、間違った方法で子どもの躰が行われているので、子どもたちの中に正しい形で吸収されていないこともしばしばある。

学校に子どもたちを通わせる目的は、よい仕事に就くため、高い給料を得るため、楽な生活をするため、と

言われることが多い。正しい行いや道徳精神を学ぶため、というのは学校に通う目的にはならない。しかし実際は、学校で身に付けた知識や教養は、高い地位、給料、利益を得るためだけのものではない。このような考え方〔学校に通う理由は物質的な利益を得るため〕は、西洋の「快樂主義」てきな考えによるものであろう。しかし、東洋哲学やイスラムは、それとは異なる。我々が学んだり、知識を得るのは、世界の人々を助けるのに役立つ賢さを身に付けるためである。よりよい精神、倫理、理性、思考などを身に付けるのも、他の人の助けになることをするためであり、自らの私利私欲のためではない。子どもたちの中でも、学校教育を受ける理由について、「よその金」をたくさん得られる仕事を持つため、という間違った考えを持つ者がいる。この「よその金」とは賄賂金のことであり、正規の仕事で得た仕事以外に、他人が法や正義から外れて利益を得ることを手助けした見返りに、その人たちから受け取るお金のことである。このような考えを持つ子どもが育った原因が、「家庭における両親の躰や教育が不十分だったから」ではないと言うことは出来ない。

責任ある態度についても、もし母親や父親が責任感のある、信頼できる人間であったとしても、子どもにそれをしっかりと教えていなければ、子どもが父親や母親と同様の人間にはならない。責任感の欠如した、信頼に値しない人間には、組織や他人の金を任せることは出来ない。彼らは、限度額以上の金を無駄に使ってしまうだろう。浪費、散財、借金癖、貯金が苦手、といった性質が身につしてしまうのは、全て家庭において日常的に両親から来なかった、または正しいお金の使い方の規範を両親が示してこなかったことに起因する。子どもが正しい道徳精神や品行を身に付けるように両親が正しい躰を行うことは、家庭が担う役割の最も大きな役割のひとつである。

第5回「子どもに対する親の義務」

(第 37号、1953年 8月)

「神のみ崇めよ。両親に孝行せよ」と、神はクルアーンの中で説いている。もし、両親のどちらか、または両方が間違った行いをしたとしても、子どもは両親を乱暴な言葉で叱るのではなく、優しい言葉で、両親を敬う心を忘れずに、注意をするべきであろう。子どもは〔間違った行いをしている〕両親に完全に服従することはせずに、「我々の神よ」と、神が両親に正しい教えを与えて下さるよう祈るべきだ。クルアーンの中

のその他の章句や、ハディースにおいても、「子どもは両親を尊び、両親に従うべきである。ただし、両親が神に背くような悪行や、間違った行いをするように、子どもを導こうとした際は、それに従うべきではない。しかしながら、例え両親が間違ったことをしようとしていたとしても、子どもは両親に孝行すべきである」と説いている。

ムスリムは、それぞれ、両親に対する子どもの義務について良く知っているし、両親も、それについては良く理解している。これは、非ムスリムや、上記のクルアーンの章句について、あまり理解していないムスリムであっても知っていることだろう。民族や宗教、時代を選ばず、この義務については広く皆に認知されている。しかし、多くの人が親も子どもに対して負っている義務があることを知らない。もし、知っていたとしても、十分に理解をしていないことが多い。子どもに対する両親の義務については、クルアーンやハディースの中で、〔子どもの両親に対する義務のように〕言及されてはいない。しかし、神の定める法において、「権利を持つことは義務を負うことでもある」とされており、つまり、人が権利を持つとき、同時に他の人に対する義務を負っているのであり、他の人の権利に対する責任を全うするのは、自分に与えられた権利を保証するためでもある。

我々は権利を、無償で、無条件に、与えられているわけではなく、この世界において我々に与えられている場所や時間でさえも、それに対する代償を我々は払うことで借りることができているのである。自分に与えられている全ての権利や利益は、自分が他に人に与えている権利や得に対する見返りである。我々の権利が、他の人の義務の上に成り立っている時、必ず他人の権利は我々の義務の上に成り立っている。親と子供の関係も、これと同様である。もし、子どもに正しい人間になってほしいのであれば、正しい教育を子どもに与えるという親としての義務を果たすべきである。

ここでいう教育とは、子どもに食べさせ、子どもの身体を成長させることだけではない。それだけでは、子どもたちの精神や心は教育していないからだ。もし、不十分な教育しか与えず、親としての義務を果たさなければ、子どもは親に対して不義理をするようになってもおかしくない。多くの母親や父親は、自分たちに対して子どもが負っている義務のことしか知らない。自分たちは、親として、子どもに対する義務を果たさず、子どもの権利を親が重んじることをせず、

子どもに食べものや飲みものを与え、子どもの身体の安全に気を使うのみであったとする。彼らの子どもが、大きくなった後、子どもの親に対する義務に則り、彼らは金銭などの見返りを自分の子どもに求めた。それに子どもが応じなかった時、彼らが過去に子どもに対して行ってきたことを蒸し返し、「大変な思いをしてお前をお腹の中で9か月育て、お前を育てるのに、これまでどれだけの苦勞をしてきたか、今度は、お前がその恩に報いるべきだ」と言ったとしよう。

彼らの子どもが不義理な人間に育っていたら、おそらく、「誰が自分を生んでくれと進めた、誰が月や太陽を見るために自分を外へ連れて行ってほしいとお願いしたか、私はお願いしていない。子どもの頃、私に快適な生活を与えたか。もし、私を育てるのが大変だったというのであれば、風私が産まれてくる際、送り返してくれなかったのか」と、答えるだろう。これらの様々な質問に、両親は答えることができないのではないか。しかし、子どもが、このような不義理で不実な人間になった原因は、そもそもどこにあるのか。この両親が、親として〔子どもから与えられるべき〕権利を享受できず、子どもからこのような言い方をされてしまうのは、彼らが子どもを産み、身体的成長させただけであるからで、つまり、それは自分のやりたいように子どもを育てただけであり、子どもに頼まれたからでも、すすめられたからでもない。

子どもを産み、大きくするだけではなく、人間として正しい子どもに育てる親としての義務を全うすれば、子どもは親に逆らおうとしたり、不実なことをしようとはしないだろう。子どもが親に不遜な態度に出るのは、子どもが幼い時に、両親が正しい道德規範や品行について、子どもに教えなかったからだ。子どもの親に対する不遜な態度は、他人によって〔学校教育の過程などで〕植えつけられたものであるが、自分の子どもが学校教育を受けてた際、親たちは、〔どのような道德規範を、どのように教えられているか〕あまり関心を持ってこなかった。それにもかかわらず、突然、金銭や見返りを子どもに求めても、子どもが困るのは当然である。良く考えてほしい。もし、両親が十分に子どもの躾や教育に関する義務を全うせずに、子どもから与えられる権利のみ得ようとするのは正しい姿か。もし、適切な教育を十分に子どもに与えることが〔当時〕できていれば、子どもから与えられる親としての権利を享受することは確実に出来たであろう。

両親に与えられることが望まれる神の慈悲の程度

は、彼らが自分の子どもにどの程度正しい教育を与えてきたかによって決まる。もし、多くのことを子どもに教えることができなければ、その分、多くの慈悲が神から与えられるだろう。しかし、不十分な教育しか子どもに与えることができなければ、神から与えられる慈悲も少なくなる。もし、子どもを乱暴に扱ったり、怖がらせたりしていたとしたら、神からも同様に扱われる。もし、子どもに、その気持ちがあれば、親の恩に報いろうとするだろう。親が、子どもに自分が与えた恩に報いるように言うてはならない。自らが教えた知恵について、言及したり、掘り返したりするのは、知性ある人間のする行いではない。神の言葉の中にも「知性のある人は、あなたが知恵を授けた人の心を傷つけたり、責めたりしてはい」とある。これは、自分の子どもに対してもそうでなければならない。

子どもたちは各々、〔特に良い教育を受けたものは〕勧められたり、お願いされたり、言及されたり、思い出させたりされなくても、両親に孝行し、従い、愛情を持って接したいと思っている。更には、良い教育を〔親から〕受けてこなかった子どもであっても、両親に良くしたいと考えている。何故なら、両親に対する忠誠心や愛情といった感情は、自然と湧き上がってくるものであり、人間の中に育まれているからである。同様に、子どもを愛し、幼い頃から子どもを守り、育てることに対する〔親としての〕喜びも、親は自然と持っているものであり、神が両親の中に涵養したものである。

子どもが成長し、自分で考える力を持ち、自らで責任を負い、自分で困難と対峙できるようになった時、両親は、自らが望んで、子どもに行ってきたことを、掘り返してはいけない。一方で、既に成熟し、知性を身に付けた子どもは、友人のように、両親と共に話し合い、議論する態度を身に付けるべきだ。時々、子どもの考え方や判断が、両親よりも賢明で、よりの確であることもある。既に成長し、自分で考えることを覚えた子どもを、再びコントロールしようとしたら、手荒な方法や、幼い頃の借りを蒸し返して、子どもを服従させようと、両親がしようとしたら、それを子どもが受け入れる必要はない。例え、子どもが、まだ幼かったとしても、乱暴な手段は子どもに使うべきではないが。

我々が、これまで話してきた子どもの教育についての〔大人の〕責務の全ては、息子に対しても娘に対しても同様である。性別の違いに起因する〔子どもたちの〕性格の違いや、目的の違いはあるだろう。従って、それに対応した形で、それぞれに対して、ひとつひとつ

のことを教育することが求められる。

おわりに

本稿では、1953年の4月から8月の間に、5回にわたり掲載されたザアバの連載「イスラムにおける基礎道德：子どもに対する教育」を取り上げ、その連載内容の紹介を通して、ザアバの子どもの教育に関する議論について整理してきた。イギリスの植民地支配から脱し、ひとつの国家として独立をしようとしていた1950年代前半に、ザアバは、マレー・ムスリムコミュニティの子どもたちを、イスラムの教えに基づいて、どのように教育することが正しいと考えていたのだろうか。

ザアバは、これまで学校教育の実践や教育行政の現場で活躍してきたマレームスリムの知識人であり、教育者である。彼が残した功績もまた、マレー語やマレー文学などが多く知られている。しかし、この5回の掲載記事の中で学校教育の重要性については一切言及しておらず、また、イスラムと学校教育の関係についてもほとんど述べられていない。イスラムの教えを「正しく」子どもに伝達し、子どもがそれを正しく理解し、正しい人間となるためには、家庭における教育が重要であり、その責任は両親が負っているという主張を、第1回から第5回まで一貫して展開している。子どもの躾や道德教育は家庭における両親の仕事であるという意識がない大人が多いことをザアバは問題視しており、繰り返し、イスラムに基づく子どもを正しい人間へと導く教育は家庭で両親によってなされるべきであり、それは両親が負った責務であり、子どもが、正しい道德精神や品行を持つ人間になれるかどうかはほとんど親にかかっていると説く。その上で、子どもに正しい行いや精神を教育する過程で、まだ子どもが幼い頃は「褒美」や「恐怖を与える」といった方法を通して教えることもやむを得ないとしているが、子どもが成長した後も、子どもが善悪を分別する理由が「褒美」であったり「恐怖から逃れたい」といったものであってはならないとしている。従って、最も重要なのは、子どもが自ら考え、判断できる力を身に付け始めたら、善悪の分別を付ける際は、自分の良心に基づいて考え、判断することが最も正しい人間としての方法であると教えなくてはならないとしている。ザアバは、マレームスリム社会に蔓延る社会的病理についても問題視し、批判するエッセイなどを多く執筆してきたが、正しいイスラムの教えに基づいて考え、行動する人間を教育

することがその改善策として重要であると考えたのであろう。この連載を通して一貫して主張しているのは、イスラム教育における家庭の重要性であり、両親の子どもの躾に対する義務の重さであった。

参考文献

- Adnan Haji Nawang. 1998. *Za'ba dan Melayu*. Kuala Lumpur: Berita Publishing Sdn. Bhd.
- Adnan Haji Nawang. 1994. *Za'ba Patriot dan Pendeta Melayu*. Kuala Lumpur: Yayasan Penataran Ilmu.
- Roff, William R. 1967. *The Origins of Malay Nationalism*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press.
- Rosnani Hashim. 2004. *Educational Dualism in Malaysia: Implication for Theory and Practice*. Kuala Lumpur: The Other Press.

シンガポール・イスラーム宗教評議会(MUIS)誕生をめぐる諸問題

『ムスリム法施行法』に対する『カラム』記事より

光成 歩

1. はじめに

シンガポールでは、独立前後の1950年代後半より1960年代にかけて、他分野と並行してイスラーム法制化が進められた。一元的な宗教行政制度を最終的に確立したのが1966年に制定された『ムスリム法施行法』(The Administration of Muslim Law Act)である。同法は、マレーシアの各州ですでに設置されていたイスラーム宗教評議会と、これが統括する関連制度という行政の構造を下敷きにしたものであった。この結果、シャリーア裁判所やイスラーム宗教評議会(Majlis Ugama Islam Singapura: MUIS) など、現在も機能するイスラーム諸制度が整えられた。

シンガポールのムスリムは、英領期よりイスラーム行政の整備、ムフティなど公式な宗教権威の任命を求めており¹、公的な制度としてイスラーム行政を確立することは一種の念願であったと言える。『カラム』もまた、制度化そのものには当初より肯定的な立場だった。しかし、『カラム』は1966年法案に批判的な反応を示し、制定に反対した。『カラム』の批判は、法案の草稿と審議に携わったアフマド・イブラヒム司法長官²やムスリム諮問委員会にも向けられた。その批判は、それ以前にイスラーム行政機構を持たず、宗教権威の不在が続いたシンガポールのムスリム社会において、評議会の設置が及ぼす影響と変化の大きさを反映したのと言える。本稿では、『カラム』による法案批判の立脚点を整理し、『カラム』に掲載された「行動委員会」による意見書と『カラム』社説との論調を比較して、この点を検討したい。

1 一般には、高位のイスラーム法学者でファトワ(宗教見解)を出す資格をもつ。英領マラヤおよび独立後のマレーシアでは、ムフティは法制化され、宗教行政の一角を担う役職となった[Yeger 1979: 94-109]。

2 シンガポール初の法務官(State Advocate General)(在任1959-1963)、司法長官(State Attorney General)(在任1963-1967)で、『女性憲章』(1961年)や『ムスリム法施行法』(1966年)を草稿し、一連のイスラーム法制化の中心人物。

2. 1966年法制定の背景

(1)1950年代のイスラーム行政

シンガポールにおいてイスラームは多様な宗教の一つであり、ムスリム人口も、その過半数を占めるマレー系住民のほか、アラブ系住民、インド系住民など多様な民族集団を含んでいた。イスラーム行政としては、民族集団ごともしくは地区ごとに婚姻の副登録官としてカーディが任命されていたが、その上官である登録官はムスリムではなかった³。また、ムフティのような公式の宗教権威は任命されておらず、登録官がカーディの判断に対する控訴機関とされていた。このことは、イスラーム法にもとづいて判断を行う控訴機関が事実上不在であることを意味し、このような控訴機関の不在はカーディの権限の強化につながった[Hickling 1992:144]。

1950年代に入るとカーディの恣意的な権限行使がムスリムのあいだで問題とされるようになり[Djamour 1966:1][Ahmad Ibrahim 1965:64-66]、1957年の『ムスリム法令』によってカーディの権限が大幅に縮小された。さらに、同法令は新たに主任カーディ職、シャリーア裁判所、控訴委員会を設置し、ムスリムの婚姻・離婚に関わるイスラーム行政を多層化させた⁴。

(2)『ムスリム法施行法案』(1960年)の提出と廃案

1960年以降、婚姻法領域での改正に加え、イスラーム行政の領域の拡大と制度化が同時に進められた。宗教行政の責任部局として「イスラーム宗教評議会」(MUIS)を立ち上げ、この評議会の統括のもとで宗教見解(ファトワ)の発行、寄進財・モスク・宗教学校な

3 シンガポールのムスリムの婚姻登録に関する手続きの最初の法制化は、1880年のマホメダン婚姻法令(Mahomedan Marriage Ordinance)によるものであった。

4 詳しくは[Ahmad Ibrahim 1979][Djamour 1966]を参照。

どの管理運営、さらに評議会の財政、宗教財や宗教施設の管理、イスラームへの改宗手続き、違反行為に対する罰則などを定めた『ムスリム法施行法』法案が草稿され、1961年に議会に提出された。同法案は1961年8月に廃案となったが、1965年末に再提出され、1966年に可決された。

同法案は、少なくともその構成においては、アフマド・イブラヒムの「マラヤに沿った制度を」⁵との言葉どおり、マレーシア諸州で制定されていたイスラーム法施行法(条例)の枠組みを継ぐものであった。

3. イスラーム宗教評議会をめぐる『カラム』の論点

『カラム』は、1960年法案と1965年法案につき、1961年3月号の「1960年ムスリム法施行法案について」[Qalam 1961.3] および1966年2月号の「1965年ムスリム法施行法の利益と害悪は何か」[Qalam 1966.2]において、それぞれ詳細な論評を加えている。以下、二つの論考におけるイスラーム宗教評議会とワクフ(モスク)の一元的管理についての議論を取り上げ、『カラム』の批判の論理と背景について考察する。

イスラーム宗教評議会

イスラーム宗教評議会とは、イスラーム行政を統括する部局である。モスクなど宗教施設や宗教財の管理運営、宗教税の徴収、宗教学校の監督、ファトワの発行も同評議会の名の下に行なわれる[Qalam 1961.2]⁶。評議会に関してまず問題とされているのが、評議員の構成とその任命権者である。1960年法案では、国会議員2名とそれ以外のムスリム10名をシンガポール元首が任命するとされている。しかし『カラム』は評議員を国会議員から選出することに反対する。

イスラーム宗教評議会が政治機構による干渉から自由な立場を維持できなくなる可能性がある。……評議会はイスラームの宗教に関する行政のみを行うのだから、干渉から解放されるべきである。イスラーム諮問委員会が政治機構のなかにあるのと同じでは、イスラームの宗教の法があるべき形で施行されなくなる恐れがある[Qalam 1961.2:8]。

5 “Muslim Bill in line with Malaya”, *The Straits Times*, 1961.5.15. (<http://newspapers.nl.sg/Digitised/Article/strait-times19610515-1.257.aspx> 2012/12/17参照)。

6 以下、1960年施行法案の内容については、カラム1961年2月号の「1960年ムスリム法施行法案について」[Qalam 1961. 2]を参照する。

任命権者である元首についても、「元首が常にムスリムであるという保証はあるのか」と述べ、さらに、その任を大臣に委託しても同様の懸念が残ると主張する。

大臣にしても、彼の必要に合致した人物を(評議員に)選ぶであろう。能力を有し、宗教における権利を主張する勇気をもつ者ではなく、反対に、イギリス政府時代のムスリム諮問委員会のように、口先のうまい保身を求める人物にその機会を与えるだろう。彼らは地位を失うことを恐れて宗教法に反する事柄に対しても発言する勇気を持たないだろう[Qalam 1961.2:8]。

代案として『カラム』が提案するのは、「高名なイスラーム団体」から選出された「ウラマー」を評議会メンバーにすることである。ここには、①評議会メンバーの任命やその究極的な正統性が元首という世俗的な権威に委ねられることの問題性と、②任命されるべき人物が評議会に含まれないという不満とが混在している。ただし、「高名なイスラーム団体」および「ウラマー」についての具体的な言及はなされない。評議会の人選についての問題化言説からは、ムスリム諮問委員会に対する不信や不満が背景にあることが伺える。これについては次節で触れる。

1966年法案に対しては、イスラーム評議会の法的な地位を次のように評する。

法案が通過すれば設立されることになるイスラーム宗教評議会の地位という大問題について注意しておく必要がある。…この法案によると、シンガポール共和国——公式の宗教をもたない——における評議会の地位は、電話局、港湾局、住宅局などと変わらないただの部局に過ぎない[Qalam 1966.2:9,10]。

さらに『カラム』は、イスラーム宗教評議会の規則を、「その能力をもつムスリム議員がいることが保証されない国会議員」が審議することを懸念する。『カラム』は、このような体制下では評議会が「ムスリムに適用されるイスラーム法に責任を負う」ことはできないと批判する。そして、評議会が「イスラームの発達を阻害」し、この結果「イスラームが礼拝のためだけの宗教になってしまう」[Qalam 1966. 2: 11] と述べる。

他方、1966年の論評には、動産・不動産の管理や人件費、慰謝料に支払う経費については、評議会が管理する宗教財を財源とせず、政府が負担するよう求める主張が加わっている。ここからは、法案が制定さ

れることへの現実的な見通しを持っていること、また、イスラーム行政の財政面での安定が単独で計れず、政府の援助の必要性を認識していることが見て取れる。

ワクフ・モスクの接収と管理

1960年法案では、イスラーム評議会がすべてのワクフの所有者となり、権限を現所有者から移譲されること、ワクフ設定は同法案が定める所定の法手続きによらなければならないことが定められている。モスクについても、すべてのモスクがイスラーム評議会の管理下におかれ、モスクの建築や設定には、ワクフと同様、新たに法手続きが設けられることになった。『カラム』は、一部のワクフについて、管理権が奪われることをやむなしとしつつ、一律にすべてのワクフを接収することは設定者の意思を無視することになるとする。

ムスリムは、多くのワクフが遺言に従い適正に管理されていないことを承知している。しかし、それでも尚多くの人々は適正にワクフの運営をしている[*Qalam* 1961.3:10]。

そして、一律の接収は、「イスラームの教えに反する」、「シャリーアの規定に反する」だけでなく、「ムスリムが寄進を好まなくなるという結果を生む」と反対する。ワクフ設定のために定められた法手続きについては、ムスリムの権利を侵害するものとして批判する。

イスラームは寄進を阻んだりすることがあるだろうか。シャリーアの法に反していない限りで、個人が好きなようにワクフを設定することができないということなどあるだろうか。これは個人のワクフ設定を阻む規定と見るべきである[*Qalam* 1961.2:10]。

さらに、評議会に与えられる「モスク改築や廃止」の権限についても、「個人のワクフ権」そのものの廃止につながると主張する。この点につき、1966年には上述の主張に加えて以下のような懸念が表明された。

個人によるワクフを廃止するだけでなく、政府もしくは評議会が彼ら〔ムスリム〕の宗教を妨害するのではないかという疑いが強まる。…新興住宅地に囲まれ、後に非マレー人が多数を占める環境に置かれると思われる場所に建つ…モスクが、「適正かつ十分な」理由によって取り壊されてしまうのではないか

[*Qalam* 1966.2:33]。

ここでは、『カラム』が法案制定を見越しているのみならず、土地開発の過程でムスリムの宗教財が軽視され、取り壊される憂き目に遭うという具体的な事態への懸念が語られる。しかしここでも、モスクなどの管理者に対する給与や、評議会が管理権を接収した場合の慰謝料の支払いは、評議会の財源によらず政府が負担するよう求めるという現実的な要求が加えられている。総じて見ると、1966年には、評議会の「単なる一部局」としての地位の低さや政治的影響力に対する脆弱さを強調する一方、財政面での政府支援を期待するなど、制度確立に対する両義的な態度は消えないものの、法案制定への現実的な態度が色濃く表れている。

4. ムスリム諮問委員会⁷への批判

評議会の人選をめぐる『カラム』の懸念は、ムスリム諮問委員会を批判する際と同様の論理構造をもっている。ここでは、『カラム』がムスリム諮問委員会について触れた4つの論考から、ムスリム諮問委員会に対する『カラム』の基本的な認識と1960年法案公開後の批判を整理する。

ムスリム諮問委員会に対する不満は1950年代より上がっていた。当初は、メンバーの宗教知識面での素養が不足していること、そうしたメンバーを任命する任命方法、そしてその審議過程にイスラーム団体が関与できないことなどが不満として挙げられていた。「我々はメンバーのなかに十分な能力を持たない者が多く含まれていることを知っている」[「任命は知事が行うが、有能な者も無能な者も彼ら〔諮問委員会のメンバー〕の互選により推薦される」][*Qalam* 1956.2:3]。しかし、諮問委員会に対する批判が強まるのは1960年法案公開以降のことである。

1960年法案が公開された際、法案の内容とは別に、法案の審議や公開のあり方が『カラム』において大き

^[1] ムスリム諮問委員会 (Muhammedan Advisory Board) は、1915年6月10日、インドにおけるムスリムの反乱を期に緊急措置として設立され、第一次世界大戦勃発後に常設委員会となった。イギリス人官吏 R. J. ファレルが議長を務め、「各クラン (ママ) を代表するムスリムの指導者ら」が任命された。ムスリムからは、委員会は政府への助言を職務とする「準政府機関」とみなされており、ムスリムに対する指導は歓迎されなかったという [Yeger: 99-109]。第二次世界大戦中に解散されたが、1946年に改称して再組織され、構成員はムスリムのみとなった [Ahmad Ibrahim 1979:13]。

な問題となった。指摘された問題点のなかには、ムスリム諮問委員会による法案の審議機関が3日間という短期間とされたことがある。『カラム』は、イスラームの精神に反して多数決による決定が行われたのではないかと疑念を表明した [*Qalam* 1961.3:3]。

諮問委員会の問題は、メンバーの資質だけでなく、諮問委員会が「十分に整備されて (tersusun) いない」ことにも見いだされた。そのために諮問委員会が「ムスリムと政府の仲介」という重大な役割を果たさず、「イスラーム法に反する多数決のような方法」によって「イスラームに関わる事柄への回答」がなされていると『カラム』は嘆く。「整備されていない」とされる状況とは、「政府の人間⁸」が委員会に加わっていること、そして

^[2] 政府内での高い地位が、他のメンバー、とくに宗教知識を十分に持たない者や、名誉職を失うことを恐れるあまり宗教の権利について発言できない者に、簡単に影響を与えている [Qalam 1962.9:2]

という状況を指していた。この論及は、評議会メンバーの人選について述べられた懸念とも符合している。『カラム』は、諮問委員会を「もはや政府の支部」とし、このような「政府関係者による干渉」がなく、適正な者が任命されていれば、諮問委員会は「シャリーア裁判所で宗教に反する規定が施行されていると言われるような状況には黙っていなかっただろうと信じる」と批判してウラマーの任命を求める [*Qalam* 1962.9:2]。

アフマド・イブラヒムの影響力の問題は翌年の論考でも取り上げられ、ここでは同氏が諮問委員会の副議長に任命されたことを「シンガポール政府の名誉に関わる問題」と述べている。なぜなら、「彼が携わった法案に彼自身が合意する」ことになるためである。また、このような「影響力の介入」により、「イスラーム法に関わる、ムスリムのための事柄を、イスラーム以外の観点から」議論することが「すでに取り下げられた法案において起こっている」として、1960年法案の正統性に疑問を呈す。『カラム』は、「ムスリムの声など代表していないという疑い」を払拭するためとして、諮問委員会の人選の再検討を求めた [*Qalam* 1963.7:4]。

^[3] 司法長官 (Peguan Agung)、シャリーア裁判所裁判長、カーデイなどが言及されている。

諮問委員会への不満は、1950年代より進められたムスリム法令やムスリム法施行法案において、『カラム』とアフマド・イブラヒムの制度構想が真っ向から対立していたことを背景としている。『カラム』が評議会メンバーの人選について厳しい批判を繰り返す背景には、強い権限を握ることになる評議会が、諮問委員会と類似した性格、すなわち「政府の干渉に影響されやすい」性格をもつことへの警戒があると言える。

5. 「行動委員会」と「法の下での平等」にもとづく批判

1966年施行法の可決直前の同年8月15日⁹に、イスラーム団体が「行動委員会」(Jawatankuasa Bertindak) を設立し、大統領および関係各庁に意見書を提出した。意見書は無視されたが、『カラム』は1966年10月号において、「ムスリム法施行法はムスリムに「強制」されるのか？」と題してこの意見書を公開した。意見書の執筆者は明かされていない¹⁰が、その論述の一部は『カラム』と大きく異なるものである。ここでは、「行動委員会」の論述を基点に『カラム』の法案に対する立場を改めて確認する。

序文では、以下のように1966年法への懸念が語られる。

この行動委員会は…イスラーム宗教評議会が設立され…宗教学校やモスクの権限が奪われると見ている。…この施行法をムスリムの法にしようとする急いでいることには、イスラームの宗教の発展と自由を病ませ、支配しようとするのに使用するという隠れた別の目的があるのではないか[*Qalam* 1966.10:35]。

そして、「ムスリムによる検討の機会が与えられていない」こと、また、「公式の宗教をもたないシンガポール」で「他の宗教にはない法律がムスリムに設けられる」ことへの不満を表明する [*Qalam* 1966.10:35]。このような不満は、国家がよって立つ「民主主義」と「法の下での平等」の観点からの二重の批判である。すなわち、自らの意見を反映させる機会がないことと、特定の集団にのみ適用される法律であるということである。そして、法案通過は政府の無責任によるものとして批判する。

^[4] 9 法案が可決されたのは2日後の1966年8月17日であった。10 “penulis khas kita”とされている。対して、『カラム』において一連の法案について論述した記事の多くは社説 (editorial) 記事である。

政府は、イスラームに関することにはムスリム自身が権限をもつという理由によって手を引き、「政府がムスリムの望みによって作った」イスラーム宗教評議会は政府のアリバイになるのである[*Qalam* 1966.10:35]。

意見書は、以下複数の条項に対する批評において、非ムスリムに認められている権利がムスリムにのみ認められない、ムスリムだけが拘束をうける、という平等原理にもとづく批判を展開する。例えば、評議会によるワクフの一括管理については次のように述べる。

この条項はムスリムに能力がなく不正をおこなっているという偏見を抱いているように思われる。なぜなら、ムスリムが拘束されているなか、他信徒らは、宗教に関係しようとしまいと、信託財産を自由に運営することが認められているのだ。我々は、なぜムスリムに、他信徒がこの事柄について認められているような権利が与えられないのか理由がわからないし、我々が不正であるというような想定を嫌悪する[*Qalam* 1966.10:37]。

婚姻外での異性との同居を罰する条項では、ムスリムと非ムスリムの処遇の不平等を問題として次のように述べる。

もしも同居していた一方がムスリムで他方が非ムスリムだった場合、ムスリムのみが罰を受け、非ムスリムは…罰されることはない。ムスリムは罪人となり、これにより政府の役職にも就けず、政治家にもなれず、罰金を取られ禁固となり、非ムスリムの共犯者は清浄とみなされ、裁判所にも大笑いで出廷するのであろう[*Qalam* 1966.10:39]。

シンガポールで結婚している外国籍のムスリムの出国許可に関する条項¹¹については、一部の移動に関してのみ移動の自由や活動を制限する点で公正でないとし、こう続ける。

この条項は、非ムスリムに比べてムスリムに責任感が欠如していると想定しているようである。このような想定はムスリムの反対を受けるだけである。この条項は非ムスリムには適用されない。しかし、妻子に扶養を与えるのはムスリムであれ非ムスリムであれ、同等の責任なのである。この法律は公正ではなく、ばかばかしく、削除されるべきである[*Qalam* 1966.10:39]。

これらは、法案がムスリムのみを拘束することは、非ムスリム主流の社会において現実的な不平等となりうるとする主張である。法の下の平等という原則に依拠して展開されたこの意見書の論述は、それ以前に『カラム』で掲載された法案への意見とは趣を異にする。『カラム』は、法制化のあり方について批判的な見解を示すものの、ムスリム独自の制度をもつことには肯定的であった。そして『カラム』の従来の議論は、イスラーム法によって与えられた権利を別の論理によって規制する試みであるとして、ムスリムと非ムスリムの権利や規範の平準化にむしろ否定的な立場を示していた。『カラム』において、法案は「信仰への干渉」として批判されていたのである[*Qalam*:1961.5:7]¹²。

6. おわりに

以上、『カラム』によるムスリム法施行法案への論評、ムスリム諮問委員会への批判、そして「行動委員会」とカラムとの論調の比較という三つの観点から、同法案についての批評で『カラム』が依拠した立場を整理した。マレーシアにおける同時期のイスラーム行政についての『カラム』の論考やアフマド・イブラヒムの議論を併せて読み解くことで、これらの言説の配置をさらに明確にできるものと思われる。稿を改めた課題としたい。

参考文献

Ahmad Ibrahim. 1965. *The Legal Status of the Muslims in Singapore*. Malayan Law Journal Ltd.

Ahmad Ibrahim. 1979. *Developments in the Marriage Laws in Singapore Since 1959*. Malayan Law Journal Ltd.

Djamour, Judith. 1966. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. The Athlone Press.

Hickling, R. H. 1992. *Essays in Singapore Law*. Pelanduk Publications.

Yegar, Moshe. 1979. *Islam and Islamic Institution in British Malaya*. Jerusalem.

山本博之 2002「東南アジアにおけるムスリム同胞団の成立と初期の活動について」『東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要』59-73。

^[1] この記事のほかにも、[Qalam 1962.8; 1962.10; 1965.11]にも「信仰への干渉」というタームが表れる。

参照記事一覧（*印は社説記事）

bil.	tahun	bln	Tajuk
67	1956	2	Majlis Islam Penasihat Kerajaan*
127	1961	2	Rang Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Singapura*
127	1961	2	Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960
128	1961	3	Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam, Singapura*
128	1961	3	Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960
130	1961	5	Suatu pemandangan dalam persidangan kita2 100 buah pertubuhan Melayu dan Islam di Singapura yang telah membincangkan "Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960"
130	1961	5	Rang Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Tahun 1960*
130	1961	5	Jemaah Menyokong Penuh Keputusan 100 Badan2 Melayu dan Islam
130	1961	5	"Undang2 Pentadbiran Hukum Islam" Bertentang dengan Hukum Syariah
144	1962	7	Undang2 Kahwin di Singapura dan Majlis Penasihat Islam Kerajaan*
145	1962	8	Orang2 Islam Singapura Dihukum dengan Hukuman Bukan Islam?
146	1962	9	Majlis Penasihat Islam Singapura*
147	1962	10	Kandungan Rang Undang2 Hukum Pertadbiran Islam (1960) Dijadikan Peraturan?
148	1962	11	Majlis Penasihat Islam dengan Umur Kahwin 16 Tahun*
149	1962	12	Majlis Penasihat Islam Singapura Menjawab Qalam
150	1963	1	Jawapan Kita kepada Surat Majlis Penasihat Islam*
156	1963	7	Majlis Penasihat Islam Singapura*
160	1963	11	Majlis Penasihat Islam Kerajaan Singapura*
174	1965	1	Majlis Islam Penasihat Kerajaan Singapura*
184	1965	11	Undang2 Hukum Islam di Singapura*
186	1966	1	Rang Undang2 Hukum Islam Singapura*
187	1966	2	Apa Keuntungan dan Kerugian Adanya Undang2 Pertadbiran Hukum Islam (1965) di Singapura?
188	1966	3	Jumaah dengan Jawatankuasa Pengkaji Rang Undang2 Pertadbiran Islam 1965*
193	1966	8	Rang Undang2 Hukum Islam di Singapura*
193	1966	8	Objek Undang2 Islam Memelihara Lima Sandi Rukun Hidup Manusia
194	1966	9	Undang2 Hukum Islam 1966 Diluluskan*
195	1966	10	Apakah Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Singapura "Dipaksakan" kepada Umat Islam?

執筆者一覧

坪井 祐司 (つばい ゆうじ)

東洋文庫研究員。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了。専門はマレーシア近代史。研究テーマはイギリス領マラヤの植民地行政とそれに対するマレー人を中心とした現地の人々の関わり。主な論文は、「英領期マラヤにおける「マレー人」枠組みの形成と移民の位置づけ：スランゴール州のブンフルを事例に」(『東南アジア 歴史と文化』、2004年)。

ブルドン宮本ジュリアン (ぶるとん みやもと じゅりあん)

京都大学地域研究統合情報センター研究員。専門は地域情報学。シェフィールド大学とサンテチエンヌ大学でウェブ・インテリジェンスの修士号を取得。京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻に在籍し、博士論文を執筆中。現在の研究テーマは地域研究データの地理空間処理および多言語文書の解析と可視化。

山本 博之 (やまもと ひろゆき)

京都大学地域研究統合情報センター准教授。専門はマレーシア地域研究／現代史。研究テーマは、イスラム教圏東南アジアの民族と政治、アジアの災害対応、地域研究方法論。著書に『脱植民地化とナショナリズム——英領北ボルネオにおける民族形成』(東京大学出版会、2006年)、編著書に *Bangsa and Umma: Development of People-grouping Concepts in Islamized Southeast Asia* (Kyoto University Press, 2011)がある。

金子 奈央 (かねこ なお)

東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程在籍。専門はマレーシア地域研究／比較教育学。研究テーマは、マレーシア・サバ州における原住諸民族の教育活動およびマレーシアの国民統合と教育。主な論文は「教育にみる国民統合政策の展開：「公民および市民性の教育」科目を手掛かりに」(『季刊マレーシアレポート』、2009年)。

光成 歩 (みつなり あゆみ)

東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程在籍。専門はマレーシア地域研究／イスラーム司法制度。研究テーマはマレーシアにおけるイスラーム司法制度の展開と「改宗問題」。主な論文は「現代マレーシアにおける「改宗・棄教」をめぐる語りの構造：非ムスリムによる「リナ・ジョイ係争」への支持言説を手がかりに」(『アジア地域文化研究』、2009年)。

CIAS Discussion Paper No.36

坪井祐司・山本博之 編著

『カラム』の時代Ⅳ

マレー・ムスリムによる言論空間の形成

発行 2013年3月

発行者 京都大学地域研究統合情報センター
京都市左京区吉田下阿達町46 〒606-8501
電話：075-753-9603
FAX：075-753-9602
E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp
http://www.cias.kyoto-u.ac.jp